

平成17年第1回本巢市議会定例会議事日程(第4号)

平成17年3月16日(水曜日)午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(48名)

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鷓飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	白井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

---

欠席議員(なし)

---

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤 正行	助 役	高木 巧
収入 役	守屋 太郎	教 育 長	高橋 茂徳
参与兼合併 プロジェクト室長	新谷 哲也	総務部長	溝口 義弘
企画部長	高橋 武夫	市民環境部長	土川 隆
健康福祉部長	中村 節	産業建設部長	服部 次男
上下水道部長	林 賢一	教育委員会 事務局 長	堀部 秀夫
根 尾 総合支庁長	島田 克広	代表監査委員	三田村 晃司

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田 義隆	議 会 書 記	今村 光男
議 会 書 記	杉山 昭彦		

---

---

開議の宣告

議長（白木 健君）

会議の前に御連絡を申し上げますが、中野議員さんがどうしても都合で30分ほど遅刻をいたしますという連絡がございました。よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は47名であります。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可いたしたいと思っておりますので、報告をいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います

本日の会議録署名議員に、会議規則81条により、議席番号14番 村瀬明義君、15番 高木俊一君を指名いたします。

なお、きのうの一般質問の回答、あるいは質問の要旨の中で訂正がしたいという申し出がございますので、2名の方から再回答をお願いしたいと思います。

園部議員の質問の中で、住友大阪セメントの火災についての高木助役からの回答の中で誤りがありましたので、再答弁を行いたいということでございますので、許可をいたします。

高木助役。

助役（高木 巧君）

昨日、園部 雄議員さんの住友大阪セメントの岐阜工場の火災につきましての一般質問に対しまして、回答させていただいたところでございますが、一部事実関係と異なっておりました部分がございますので、訂正をさせていただきたいと考えておるところでございます。

答弁の最後でございましたが、爆発火災は23日にございました。25日の工場から消防署への連絡は、石炭貯蔵サイロ第2号の火災のおそれがあるとの連絡により出動したものであるというお答えをさせていただきましたが、「2号サイロ」ではなくて、「1号サイロ」から白煙が上がったということでの連絡により消防署が出動したものであるということでございますので、おわびをして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

続きまして、若原議員からきのうの質問中、誤った内容であったので訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

若原君。こちらへ来てください。

16番（若原敏郎君）

昨日、一般質問の再質問の中で、真正地域の継続事業が進んでいないという一例として、南部コミュニティセンターを挙げた際に、農業集落排水関係と私は申しましたが、これは全く関係ない別の事業でございますので、その部分を削除していただきたいと。お願いいたします。

---

日程第2 一般質問

議長（白木 健君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問の順序は、受け付け順でございます。

議席番号10番 杉山一郎君の発言を許します。

10番（杉山一郎君）

議長のお許しが出ましたので、通告どおり2点の質問をさせていただきます。

さて、2004年を振り返りますと、大変災害が多い年であったなあとと思います。台風は10個も上陸し、風はともかく大変雨量が多く、各地に莫大な被害をもたらしました。また、地震については、新潟中越地震、さらには阪神淡路大震災の1,600倍ものエネルギーがプレートに加わったとされるマグニチュード9.0のスマトラ沖地震で、30万人ものとうとい命が奪われましたことは、まだまぶたの裏に焼きついています。元来、日本は地震王国と言われていることから、一つ目の質問は、東海地震などの耐震診断及び補強についてを質問させていただきます。

昭和56年以前に建築された2階建て住宅は、筋交いの不足、屋根が重たいということで、震度6の地震には耐えられないと言われ、耐震診断及び補強が叫ばれております。一般的には、診断が3万円、補強が100万円余りと言われておりますが、国・県・市の補助金は幾らでしょうか。市内の耐震診断士は何名いるのでしょうか。市の指定業者は何社あるのでしょうか。3点、お尋ねをいたします。

二つ目ですが、ほたる公園のトイレ設置について、質問させていただきます。

昭和47年にホタル保護条例を制定し、平成4年にはほたる公園が建設されましたが、ほたる公園にはトイレがありません。蛍が乱舞する5月下旬から6月中旬の間は、大変多くの見物人が訪れます。2週間ぐらいは仮設トイレが2カ所設置されていましたが、公園近くの民家へトイレを借りに行かれる方々が数多く見受けられました。また、蛍の時期でなくても公園には人の出入りがあり、特に、地域老人クラブの人たちで年2回の草刈りなど、また、4月上旬に行う本巣中学校生徒たちによる席田用水清掃の作業でも、トイレのないことに大変困っております。トイレの設置は可能なのでしょうか、お尋ねをいたします。以上です。

議長（白木 健君）

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、第1点目の東海地震等の耐震診断及び補強についての御質問にお答えします。

この助成制度は、地震に強いまちづくりを進めるために昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震対策を支援するもので、県に登録されました岐阜県木造住宅耐震相談士に依頼して実施する場合、国、県、市がその経費の一部を補助するものでございます。

耐震診断助成としては1棟当たり3万円を上限とし、助成対象経費の3分の2で、国が3分の1、1万円、県が6分の1、5,000円、市においても6分の1の5,000円、計2万円を助成するわけでございます。

耐震補強工事費補助といたしましては、耐震診断を実施された建築評点が2点（やや危険）以下と、診断家屋を4点（一応安全）以上とする工事に対し補助するものであります。1棟当たり120万円を上限とし、補助対象経費の2分の1で、60万円を2分の1ずつ、県30万円、市が30万円を補助します。

平成17年度につきましては、耐震診断助成は10棟分、耐震補強工事費補助は3棟分を計上しております。

また、耐震診断は県に登録された木造住宅耐震相談士で、市管内では9名であります。耐震補強工事は耐震相談士により設計及び工事監理されるものであり、市の指定業者はございません。市といたしましては、この制度につきまして、広報誌掲載等、周知に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

2点目の、ほたる公園のトイレ設置についてお答えをいたします。

ほたる公園は、自然保護及び観光事業として、旧本巣町時代に県の環境整備事業も活用し、順次整備を行い、一応整備を完了したものと考えております。一級河川である糸貫川の河川敷にあり、河川区域に設置されております。

このような工作物を建築する場合は、河川管理者でございます岐阜県の許可を受けなければなりません。現在ありますあずまやのようなものは許可を受けることができますが、公園敷地内にトイレを建築することは不可能であります。また、河川区域から28メートルの間の河川保全区域が指定されており、ここに工作物を建築する場合は、河川区域と同様、河川管理者である岐阜県の許可を受ければ建築できるものと考えております。

そこで、トイレ建設については、当面は現行のとおり仮設トイレで対応させていただくということにいたしまして、この地域に下水道計画がございますので、この事業に合わせて建設について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（白木 健君）

10番 杉山君。

10番（杉山一郎君）

自席から失礼いたします。

一つ目の答弁なんですが、要は隣県あたりを見てみますと、愛知県は無料なんですね、三重県も

無料なんです、診断のことですけれども。岐阜県だけが要は有料という形で、なぜだということを問い合わせましたら、要はプレートの関係だと。愛知県、三重県は地下にプレートが走っているけれども、岐阜県は中津川のみひっかかるだけで、あと全くプレートは関係ないということで、岐阜県だけは有料なんです。市別で見えますと、岐阜市は3万 1,500円のうちの2万 8,500円を補助するということです。ということは、自己負担は3,000円ですね。隣の山県市、3万円のうちの2万 5,000円を負担すると、5,000円負担なんです。瑞穂市に本巣市は倣ったのかわかりませんが、全く瑞穂市と同じ答弁なんです。金額的に。本巣郡から本巣市になりまして、本巣北部、根尾村と大変中山間地域ということで、山県市寄りに金額は変えることはできないのでしょうか。全額とは言いませんけれども、それに似通った数字が欲しいと思いましたので、もう1回その答弁をお願いしたいと思います。

それと2点目なんです。確かに予想どおりの回答をいただきました。下水ができてからいうと、下水は本当にずうっと先のことなんです。我々の命が保証されるかどうかの境にあるくらいずうっと先なんです。ですから、そういう答弁をいただきましたので、去年まではほたる祭りをやっていました。ことしから場所が変わるんですが、ほたる祭りの前後1週間ずつ、合計2週間なんです。そのときは仮設トイレを大和園のところと公園に置いていただいたんですが、蛍の乱舞というのは結局は5月の下旬から6月の中旬、4週間くらい蛍が飛んでいるもので、その間というのは見物人がたくさん見えるわけですね。地元の人から大変苦情が出ているのは、要は仮設トイレがなくなった後に、とにかくトイレを貸してくださいと見えるらしいんです。あの辺の民家というのはほとんど非農家なんで、農家というのはトイレは案外外にあるんですが、非農家の場合はすべて家の中にある。全く他人がトイレを貸してくれと言ってみると、断るわけにもいかない。これだけ世の中物騒なので、もし下水道がということと言われるのなら、せめて仮設トイレの設置期間を4週間くらい、蛍が飛んでいる間は設置しておいてほしいなあとお尋ねをするわけですが、以上です。

議長（白木 健君）

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

1点目の御質問でございますけれども、旧町村でこういった制度を持っておりまして、この要綱を定めるに当たっても県の指導も仰ぎながらきております。今のところ、本市といたしましては、先ほど説明させていただいたような助成としておりますので、当面はこのようをお願いしたいというふうに考えてございます。

2点目のトイレの設置でございますが、蛍の期間中、昨年度におきましては約2週間でございますけれども、仮設トイレを園内2カ所、また隣接しております大和園、それからシキボウの駐車場に仮設トイレを設置して対応してまいりました。議員御指摘のとおり、期間以外でも御利用ということもございますので、再度、私の方も現状を把握した上考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、杉山君。

10番（杉山一郎君）

1点目の質問だけ再質問お願いしたいと思います。

ちょっと私は、例えをとんでもない例えにしますので、先日テレビを見ておりましたら、きのう国井議員が屋根の雪おろしということで質問されていましたが、青森県で屋根の雪おろしは独居老人のところはどうやってやっているかといいますと、自衛隊員が行ってやるわけですね。例えが飛び抜けておりました申しわけないんですが、せめて独居老人のお宅だけでもいいので耐震診断を無料にできないかということ、最後の質問とさせていただきます。

議長（白木 健君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

ただいまの御提言について、私の方もこの点について検討してまいりたいと思います。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号27番 上谷政明君の発言を許します。

27番（上谷政明君）

議長のお許しをいただきましたので、通告により、2点についてお伺いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず1点目ですが、職員及び職場の活性化についてということでお伺いをします。

一般の会社は、長引く不況の中で、少数精鋭で会社経営を行っております。本巢市の行政にも同じことが言えるのではないかと思います。行政サービスの質の向上及び行政効率の向上は、どの地方自治体にも問われております。本巢市でも、次のようなことが求められると考えます。

住民の福祉の向上に取り組む姿勢、それを立案する政策形成能力と実行に移せる行動力、そしてスピードが必要だと思えます。そのために、職員のやる気、意欲を引き出し、適材適所の人員の配置を考えることが大切ではないかと思います。

そこで、昨年9月、助役さんが人材育成について次のように答弁をされました。本市が求める職員像としては、限られる人材を有効に活用し、職員のやる気・意欲を引き出し、各職務の分野における能力・適性を把握して、適材適所に人材を配置することが大切である。そのために、勤務評価制度の結果に応じた公正な処遇を行います。職員の適性、希望を反映させた自己申請制度等も導入して職員及び職場を活性化するとともに、行政サービスの質の向上を図りますと言われました。そのとき、意識改革の基本として、次の7項目を上げられております。まず遅い、冷たい、かたい、威張る、逃げる、隠す、むだ遣い、以上7項目ですが、これを職員に徹底させていきたいとおっしゃっております。

そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

第1点目は、取り組み方の成果についてであります。そして、第2点目は、人事に対してどのように取り入れられるか、助役さんにお伺いをしたいと思います。

次の質問ですが、随意契約についてお伺いをいたします。

市になりまして、事務事業の拡大により事業契約件数も大変莫大なものになってきていると思います。本巢市において入札を必要とするもの、また委託業務で管財課において一括入札ができるものについては、契約規則に準じて契約事務が進められていると聞いております。

そこで、入札に付さない契約、随意契約の取り扱いについてお伺いをしたいと思います。

3点、総務部長にお伺いをいたします。

まず1点ですが、業者選定について、どのように選定されているか。

2点ですが、見積書の取り扱いについて、どのように取り扱いをされているか。

3点目ですが、結果の公表について、どのように行われているか。

以上、3点について、総務部長に御答弁をお願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

1点目について、高木助役より回答をお願いします。

助役（高木 巧君）

御質問1点目の、職員及び職場の活性化の取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

職員が担当いたします職務の状況や異動に際しましての希望を調査する自己申告制度を、特別職を除く全職員を対象に昨年10月に実施をしたところでございます。この制度の成果といたしましては、職務に対する職員の意欲や人事異動の際の本人の希望に関する情報を把握することができたと考えております。

また、勤務評価を実施して、その結果を12月支給の勤勉手当に反映をさせております。さらに、職員に対する意識啓発を図るため、外部講師によりますところの接遇研修も実施をいたしましたところでございます。

人事異動に際しましては、今後、職員本人の意向を可能な範囲内で取り入れまして、採用からおおむね10年程度までの職員には、一定期間の計画的な職務経験をさせるジョブローテーションの異動制度を取り入れまして、職員の基礎能力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

議長（白木 健君）

2点目について、総務部長 溝口義弘君。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、随意契約につきまして3点の御質問をいただいておりますので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず1点目の、業者の選定につきましては、各担当部局でそれぞれ指名願いが提出されております。その指名人名簿に基づきまして、業者の中から市内業者を優先としまして、2社以上の選定を



行っていくということを行っております。

それから、2点目の見積書の取り扱いにつきましてですけれども、これにつきましては、契約規則に基づきまして企業が定められておりますので、その中で封書されている見積書が全部出そろった時点におきまして、担当課長の確認のもと開封をしまして、随意契約見積書の一覧表に記録をし、契約者を決定していくというような方法をとっております。

それから次に、3点目の結果の公表につきましては、入札契約適正化法によりまして、公共工事の入札及び契約につきましては、予定価格が250万円以上のものにつきましては公表を行っておりますが、随意契約につきましては公表を行っておりません。ただし、情報公開の請求がありましたならば、公表を行っていくという取り扱いにしております。

いずれにいたしましても、契約事務の取り扱いにつきましては全職員が十分留意をいたしまして、今後、より一層の透明性を確保していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔27番議員挙手〕

議長（白木 健君）

27番 上谷君。

27番（上谷政明君）

自席で失礼をいたします。

それでは、再質問をさせていただきますが、助役さんの1点目の御答弁でございますが、10月に自己申告の制度のアンケートをとられて、調査をされているということは聞いておりますが、これは今後継続して、例えば何年置きとか、そういうふうにして継続してやっていけるのか。そして、その後、それを人事に反映されると御答弁を願っておりますが、あと人事の中で「ジョブローテーション」と書いてありますが、何年ぐらいを基準としてローテーションをされていくのか。ちょうど10年の職員といいますと、やはり一番本市のために現在も今後も努力していただいて、この人材が一番大切ではないかと思っておりますので、その辺は幅広い職種に携わっていかれるのか、何年ぐらいでローテーションされていくのかをお伺いしたいと思います。

それから、入札のことですが、1点目については、市内業者を優先に2社以上ということですが、2社なのか、2社以上なのか。それは、いろいろと業者の選定の中において、職種の中においていろいろあるかと思いますが、その辺はどうなのかということもちょっとお伺いします。

それから、2点目の見積書の取り扱いですが、こんなことはないとは思っておりますが、随意契約ということになりますと、やはり仕事を早く片づけていきたい、いろんなことも含めると、見積書の内容とか、そんなことは実は一括で開封するというような御答弁が来ておりますが、本当にそういうふうなのか。その辺は、今まではどうやったけど、これからこうするのか、そんなことが、あればちょっとお聞かせ願いたいと思っておりますが、言っていただけるか、言っていただけないかわかりませんが、明確にひとつお願いしたいと思います。

3点目ですが、これは情報公開では当然だと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上について、助役さんの方に2点、総務部長の方にも同じく2点、再質問させていただきますのでよろしくをお願いします。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

それでは最初に、自己申告制度につきまして継続的に行うのかどうかということでの御質問でございました。

この自己申告制度は、御質問の中にもございましたように、職員のみずからの適性、それからやる気と、こういうものを仕事上で反映させる、みずからこの仕事をやりたいと、こういうことで職員から出させる制度でございます。それを受けて人事に反映していくという制度の内容になってございますが、当然のことながら、そういうことから行きますと、継続をして今後も実施をしていくという制度ということで考えております。

それからもう1点、ジョブローテーションの関係でございますが、10年程度ということで申し上げました。おっしゃるとおり、この間の職員につきましては、やはり市の新たな行政を将来背負って立つ職員でございますので、特殊な部署によりましては4年ということがあるやも知れませんが、通常、人事のローテーションは2年ないし3年ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（白木 健君）

溝口総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、2点につきまして御答弁させていただきます。

まず1点目の、見積業者の数でございますけれども、やはり随意契約でありまして、当然複数の見積もりということですので、2社以上の業者選定を行ってやっていくということでございます。

それから、2点目の見積書の開封でございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、すべて出そろった時点で、担当課長立ち会いのもと実施しているというふうに私は理解をしておりますが、いずれにいたしましても、やはりこの契約事務の取り扱いにつきまして、業者の方、市民の方から疑いの持たれるようなことのないよう、全職員が十分徹底してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔27番議員挙手〕

議長（白木 健君）

27番 上谷君。

27番（上谷政明君）

1点目の質問ですが、当然、本巢市も始まったばかりです。そして新しい制度でございますので、特に職員のやる気とか意欲が出るように、ひとつその辺のことを加味していただいて、今後と

もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど一定期間ローテーションで行くとおっしゃいましたが、お互いアンケートをとられて、自分がこういうふうにいきたいと言っても、やはりいけない場合も多分にあると思うんですね。その辺につきましても、複数年たってからまた考えていただくとか、そういう形で、新しい市、そして私たちもそうですが、やはりやる気ということについては、自分がこうしたいというのが取り入れられることがやる気の中で一番必要ではないかなと思っておりますし、これが、やはり私たちの生活の中で、頑張っけてやっけていこうという気にはそれが一番になるわけですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの総務部長の2点目の見積もりの内容のことでございますが、ひとつ一般市民、また業者間の中でいろんな疑惑が出ないように、その辺は十分配慮していただいて、小さい契約やでいいんじゃないかということではなしに、やはり公平・公正な立場において取り扱っていただかないと、中から俗に言うえこひいきとか、いろんなことが出てきます。そういうことが出てくると、本当に一番嫌なことですし、またこのことについては一番みんな敏感に、こんだけ不況の中で仕事がないということになりますと、やはり少しでも仕事をしたい、やっけていきたいということで、精いっぱいの見積金額を出しております。それで、採算も含めて、採算は合わなくてもいいのでやりたいという人も見えるかもわかりませんが、その辺はひとつよく内容を把握していただいて、取り扱いについては十分お願ひをしたいと思ひます。

以上、2点について御質問させていただきました。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号37番 出村宏行君の発言を許します。

37番（出村宏行君）

議長のお許しを得ましたので、通告してあります1点の質問をさせていただきます。

12月の質問のときに、私の写真が1人だけうつむいておりましたので、今回、議会だよりの委員長さんから格別なる御配慮をいただきました。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

組織機構改革という問題につきまして、特に痛感いたしましたことがございまして、今回このような質問をさせていただいたわけでございます。と申しますのは、合併してから市の公共施設関係がどのくらいあるだろうかなあというような調査をさせていただきました。実に、たくさんの施設があるわけでございます。全体的で、普通財産も含めまして150ほどあるわけでございます。したがって、その辺につきまして、私は、特に耐震関係の問題で、当然その課が把握されておるだろうということである課を訪問したときに、「いや、そうじゃなくて、実態は各課から予算要求がある」ということでございます。これは、今までどおりやっけていただいておりますから、別にどうということは思いませんけれども、今回、市の方といたしましても、行政改革というようなことをやられるに当たりまして、これは大変結構だと私は思っております。しかしながら、こうした機構改革ということにつきまして、特に重要と私が思っておりますのは、一つの施設改善につきまして、当然のことながら、最少の費用で最大の効果を上げるためにはどうしたらいいだろうかと。そ

のためには、やはりそのような専門的な課が必要でなかろうかと。当然、私だけそのような考えでないと思います。どなたもそのような考えでおるとおっしゃるだろうと思いますが、こういう問題につきまして、私は特に耐震関係を少しずつ調べましたところ、非常にたくさん数があるわけでございます。

既に御承知のように、56年前の耐震関係につきましては、本市におきましては57施設あるうかと考えておりますが、その間に診断が実施してあるところ、そうでないところはごく一部でございますが、今年度17年度におきましても2校ほど学校関係で入っております。当然のことながら、人のたくさん集まる施設においては、優先的にそのような診断、並びに補強工事をされていくのが当然かと思っております。しかしながら、これだけの膨大な数がある中で、今後いかに手っ取り早く、また経費少なく実施していくかということについては、大変だろうと思っております。

各課ともそのような予算要求をされることは別に問題じゃございませんけれども、少なくともそういう課に専属的な、要するに私が言う技術関係の職員、そういうものも設けておれば、事前に詳しいことも、また予算的なところもある程度把握できるのでなかろうかというふうに思っております。

こういうような実態から、今後こういう施設管理につきましては、当然のことながらそういう課の新設を強く要望するわけでございます。またそのような課を申請するならば、当然のことながら、そういう技術職の登用も考えてほしいというようなことを要望するわけでございますので、どうぞその点につきまして明確なる御回答をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

助役 高木 巧君。

助役（高木 巧君）

ただいま、公共施設の施設管理につきまして一元化をすることはどうかという御趣旨の御質問がございました。

市が管理する財産といたしましては、行政財産、普通財産がございますが、これらの財産の管理につきましては、それぞれ行政目的が異なっております。そういう観点から、行政目的に沿った効率的な管理が必要ということを考えております。このために、行政財産につきましては今後もその目的に沿った管理ができ得る各担当部局で管理をし、また普通財産につきましては財政課で管理をしていきたいというふうに考えております。

耐震関係のお話も出てまいりましたし、それから公共施設数 147施設あるうちの、建築基準法改正前の昭和56年4月以前に建築をされました市の公共施設57施設がございます。そのうち、話題になっております地震等に伴いますところの避難所につきましては、57施設のうち28施設がそういった対象の公共施設ということになります。そのうち、既に耐震補強済みの施設が4カ所、それから耐震基準に適合している施設が3カ所となっております、本年度改築及び改築中の本巣中学校の校舎、体育館、それから一色小学校の校舎、根尾小学校の屋内運動場と、この施設を加えますと、28施設のうち11施設が整備済みになるということでございます。

学校につきましては、平成17年度から毎年度2ヵ所の耐震診断を計画をいたしておるところでございます。そのほかの施設につきましても、耐震診断計画を策定いたしまして、この診断結果に基づきまして今後に対応していかなければならないものと考えておりますが、御承知のとりの厳しい財政状況でございますので、緊急性の高いものから逐次年次計画の中に位置づけて、順次、施設整備を進めてまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

〔37番議員挙手〕

議長（白木 健君）

37番 出村君。

37番（出村宏行君）

自席で失礼します。

私は今の御答弁でいいわけですが、私が要望しておりました件については、やはり担当部局で今後とも続けていくということで、最後に質問しました、そのような課を今後計画する、または人材登用という問題について触れておみえでなかったように思いますが、その辺につきまして再度お願いいたします。

議長（白木 健君）

高木君。

助役（高木 巧君）

一元化した公共施設の管理というようなことかと思いますが、確かに公共施設はいろんな行政目的に沿った施設がございます。そういったものをそれぞれ一元化する中で管理をしますと、議員御指摘の専門的な職員を採用するということになってまいります。これが、現在市の職員では、そういった専門技術を持った職員はおりませんので、新規の採用ということになるわけですが、すべて147施設それぞれの目的ごとに、なかなか統一的な見解のもとでの技術吏員としての技術の面の発揮ということになりますと難しい面もございまして、この点につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたように、それぞれその目的を十分承知をしておりますそれぞれの部課が、その目的に沿った施設の管理ということで当面続けてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

〔37番議員挙手〕

議長（白木 健君）

出村君。

37番（出村宏行君）

そのようにおっしゃれば、頑張ってもらわないかんわけですが、ただ私が申し上げておることについて、無理な話かもわかりませんが、やはり前向きな形のもので、今後新しく、まだ発足して1年足らずの市でございますが、やはり大事なことだろうと思っておりますので、十分御理解していただいて努力していただきたいと思っております。以上です。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号35番 高橋秀和君の発言を許します。

35番(高橋秀和君)

議長のお許しをいただきましたので、通告による市政一般に関する質問をさせていただきたいと思いをします。

今回5件、実は通告してございますが、二つほどは重複しておりますので、その分については簡潔で、私の聞きたいことだけお伺いしていきたいと思いをします。

まず1点目の、名鉄揖斐線の廃線に伴う踏切がなくなっていくという問題につきまして、若原議員と重複する点がございまして、私は1点だけ。根尾川左岸の堤防上に踏切がございまして。旧カイ口橋の北側に位置しますが。根尾側の堤防道路は、産業道路的な要素が非常に強い道路でございまして。踏切廃止に伴い、早急に踏切拡幅、やはり道路と同じ幅で通行可能にする必要があるだろうと。その点について、執行部は今どのような状況で進めておられるのか、お答えをいただきたいと思いをします。

次、2点目の、補助金削減にかかわる各団体に対する支援策はということでございます。

補助金を、今回財政上の状況の判断から、いわゆる補助金を受けている金額によってカット率が違うという形で実施をされていく。それをまた今回予算審議をするわけなんですけど、当然財政上の問題ですので、私どもにはその部分についてよく理解はできますし、またそれなりの団体の方たちにも御無理なお願いをしていかなきゃいけない部分もあるんだろうと思うんです。しかしながら、やはりこの発表がかなり遅い時期で、各団体にもきちんと徹底していない部分があるように思いをします。ということは、新年度にかかわってくる新しい事業とか、あるいは形態を変えていこうとしている、特に本巢市になって1年でございまして、本巢市に組織を統合させていく、あるいは本巢市の組織の中で調整をしていかなきゃいけない状況の中の団体もあるんじゃないかなということを思ったときに、一律に補助金がかットされてきた場合に、それだけで対応していけるのかどうかと。あるいは、ある意味で会費をふやさなきゃならないところもふえてくる。それと、総会を前にして、かなり苦慮してみえる団体もあるように聞いております。そういった場合、補助金を増額するということは非常に難しいでしょうけど、それにかかわる支援策、援助策が各団体から申し出た場合に、その支援策に柔軟に、あるいは十分話し合いの中で応じていただけるような支援策は考えていただけるのかどうか、執行部の姿勢についてお伺いをしたいというふうに思いをします。

3点目に、本巢市の農業政策についてお伺いをしたいというふうに思いをします。

農業が大変厳しい状況にあることは、執行部も、あるいは議員の皆様方も、あるいは市民の中でも非常に理解をされてきている。だから、もう農業はだめだからという代名詞のように農業を語られている部分も実はあるわけなんです。

本巢市の農業の実態を見たとき、ちょっと調べてみたら、農地面積が2,343ヘクタールある。ちょっとこの数字にはびっくりしたんですが、そのうち、ちょっとこれは2月に調べたんですが、316ヘクタールが利用権を設定されている。実は15%を切っている。14%ぐらいしか利用権が設定されていません。本巢市の特産という、やはり1位に上がっているのは富有柿だろうと思う

んです。その富有柿をつくっている生産者の方々が個々でやってみえますけれども、やはり高齢化になりつつある部分で、今つくっている面積よりもふやしていくということが非常に難しい状況になってきている。それよりも、今借りてつくっているものを返していく。そうすると、今度、その返された農家の方は今度借り手がいないと。いわゆる利用権が設定されないような状況が今実は起きております。

これをずうっとこのままにしておきますと、どうなるのか。じゃあ、だれが柿畑を守りしていくのか、じゃあだれが水田を見ていくのか。2,343ヘクタール、この広大な農地面積をこれからどうしていこうかということ考えたときに、どうも農業政策そのものに対する検討会が、農事業委員会というのが本来からその役割を果たすのかなあということも考えられますが、現状の中で、これを一遍に2,300余ヘクタールの分の土地利用を考えた農業政策をと言われても、当然頭を抱えるんではないかと考えます。じゃあ、本巢市の農業の実態はどうなのかなと。いわゆる生産的な問題はどうかのかなあと考えたら、やはり施設園芸からすると、イチゴ、トマト、もう一つちがうのは鉢花が多いですね、本巢市の場合。そういったものの今後の展開はどうしていくのか。先ほど少しお話しをしました富有柿の特産という問題は どうしていくのか。もう一つ特産であるナシはどうなっていくのか。本巢市として、この農業を一つの経済の分野の中で重要な役割があるだろうと。なぜなら、農業振興地域と指定がされております。そういった観点から考えたときに、今、国、あるいは県が進められております食料自給率の向上という問題、ということは、2,343ヘクタールで、単純に申し上げますと、全部が農地、水田ではございませんけれども、今度の生産数量で計算した場合の減反は、大体本巢市全体で40%と聞いております。2,300ヘクタールぐらいの40%が、減反という対象になっていくわけです。そうしたときに、じゃあどういう形での土地利用型の、あるいは食料自給率の向上に向けて、こういった形で農業政策を示していくのかと。

それからもう一つ、地産地消という問題があります。これは、直売所が幾つか本巢市内にはあります。農協の関係と、市が出資した織部の里とか含めると、根尾にもございますので、ここでの農家のつくられた農産物の地産地消問題。もう一つは、学校給食に地産地消をどう取り入れていくかと。地産地消を学校給食に取り入れる場合、教育委員会の方は非常に難しい問題だということで、いろいろ取り上げを渋ってみえますが、実は補助制度がありますね。地産地消における学校給食にかかる経費の10分の10は、執行部が補助率を出すという政策を打たれておる。これは補助率で出してみえますので政策なんですけど、こういった地産地消の問題も今後考えていかなきゃいけないだろうと。そういうことによって農業をどう考えていくのか。

先ほど申しましたように、利用化が図らない場合に、耕作放棄地になる、あるいは耕作放棄地になる。そうすると、中山間地域では獣害、そういった問題も実は起こってくる。これは日本全国で起きている問題。そういった部分を一体どう考えていくのか。もっとも大事な後継者問題は どう考えていくのか。育成する機関を、どう関係団体と協力してやっていくのかという問題。そういったさまざまな問題を、実は、それぞれのところで研究はされているんだろうと思いますが、政策として本巢市が打ち出していく機関というものをやはり設けるべきだろうというふうに考えます。幸

い、総合計画の作成中です。土地利用に関して、岐阜都計の加入から新たな都市計画を考えられるように、新しい人材を県から交換で受けてやられるとしている。そのときに、この農業政策も同時に、都市計画、土地利用計画、あるいは総合計画を含めた中で十分議論をし、いろんな形で議論をしながら進めていくことが必要だろうというふうに考えて、その点について執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

4番目、ここは重複するわけですが、行政組織の見直しについてでございますが、実は参与が県に復帰をされると。その点における、私は前回のときも、参与の職で縦横無尽に活躍をされた新谷参与にかわる総合政策部をつくったらどうだと。あるいは、それにかわる政策部的なポジションを設けるべきではないかということをお伺いしてまいりましたが、今回の組織改革で行政改革を設けられる、あるいは林政部を設けられるというような形で組織の改革を行ってみえます。私は行政は縦割り行政の中で生きているものだし、それがなかなか崩れない典型的な例であるだろうと。それを、実は本業市が合併してから、その縦割りの中で縦横無尽に御活躍いただいたのが、実は参与という役職で、合併後の課題事項を最優先で職務に当たっていただいた職は参与職だろうと。今後も、この参与職による事業推進は行っていかなければならない、まだ期間だろうと思うんです。これを行政改革でやろうとすると、どうも企画課の課内の中に入れられるようですが、企画課は部の縦割りの中の一つの組織の中でしかあり得ないだろうと。それが特命事項の分野まで入って行革をやっていく場合には、それぞれの部長さんの上に立って物事を進めることが、企画部の管轄下の中でやっていけるのかどうかと。そういうふうに絶対やるという御意見をいただければ、私は安心をいたしますが、組織上の問題からすると、あるいは私ども12年間、この議員としてお世話になっていた中での縦割りの行政の中の組織機構の難しさ、人間関係の難しさを考えたときに、私は参与職にかわる部分については、どなたかに充て職で、あるいは兼務職でされるのがいいだろうというふうに思っております。

その件について、実はきのう若原議員が助役の2人制を唱えられました。私は、これも一つの方法だなあ、でもちょっと難しいかなあと思いましたが、やはり市長さんからは非常に難しいとのお答えをいただきました。やはり組織的な問題と、市長さんがおっしゃったように、行革と反比例するようなこともあり得るなあと。

じゃあ私は、実はこの質問通告書には書いてございませんが、若原さんの質疑を受けて、論戦を受けて考えると、じゃあ収入役がその後、総合職の分野も兼務をするということは可能ではないかと。行政組織上、ルール上はどうかわかりません。しかし、そうすると行革を担当している企画職は、兼務職で総合政策職として今の難しい課題をやっていく形についてはできないのだろうか。ちょっと私はきのう若原議員との論戦の中で今の部分は考えましたので、深く考えていません。その点について、多分執行部もいきなりそんな質問をされたって答えられませんかと言われるかもしれませんが、それなら検討すると言っただけならば結構なので、その点については、私は課題事項として考えています。

次に、今、出村議員が少し施設管理部門についての統合の分で、多分管財化の問題でおっしゃっ



たんだらうと思うんですが、前回も私はこの部分で御質問をさせていただいたら、たまたま新聞で読んだだけなんです、瑞穂市では施設部門管理を民間委託をしているというような話を聞きましたので、そういった事例があったなら、前に質問してありましたので、事前にそういったことについては調査・研究されたのかどうか。それが生かされていくのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから5番目に、総合型スポーツクラブの準備室の設置についてをお伺いしたいと思います。

前回も総合型のスポーツクラブをお伺いしました。それで、真正地域で行っているということで、準備室で行っていた話をお聞きしまして、前回の答弁をお聞きしました。状況をいろいろお伺いしていきますと、やはり今の教育委員会の体制の中で地域総合型スポーツクラブを進めていくには、人的配置がどうしても足りないの、後手後手に回ってしまうということ、実は直接それに当たっている人からお伺いしました。同時に、まだまだ調整をすべき項目も幾つかあると。私がお話を申し上げましたのは、真正総合型スポーツクラブを開設されたら、実は真正の方だけではなくて、本巣市全部の方がそこへ参加できるようなシステムにしていだきたいんだというような話をしましたら、うーんという意見になったんですが、実は私はスポーツ少年団を少しお世話させていただいておる中で、もう校区を超えている。いわゆる旧町村を超えている形での加入が進んでいます。そうすると、こういった地域総合型スポーツクラブを推進していきますと、超えていきます、旧町村を。そういった形の中でやりたい人が集まっていく形になりますので、そうすると、名前は別にこだわりませんが、対象の部分は、やはり全市民を対象としてやっていく場合に、やはり早急に準備室など手当てをしていただいて、人の手当て的な問題も含めながら、やはり十分研究していく必要があるだろうと思いますので、その辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

以上、重複しますけれども、5点について執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（白木 健君）

1点目について、助役 高木 巧君。

助役（高木 巧君）

1点目の、名鉄揖斐線廃線に伴います踏切について、お答えをさせていただきます。

この件につきましては、全体的には、昨日の御質問で企画部長よりも回答を申し上げるところでございますが、名鉄との話し合いの内容につきましては、復唱という形になるかもしれませんが、踏切の遮断機については廃線後すぐに撤去をし、踏切のレールにつきましては、施工方法を踏切ごとに県等関係機関と十分協議をして、4月以降に現況復旧したいということでございますが、議員御指摘の海老地内の根尾川左岸堤防の踏切につきましては、拡幅改良がなされておられません。道路幅員も大変狭くなっている状況でございます。現地を調査いたしましたところ、堤防道路に拡幅のための余剰地がございますので、この堤防を管理しております国土交通省木曽川上流河川事務所との協議も必要となってまいりますことから、関係機関も含めて協議をいたしまして、拡幅及び交通安全施設の確保も含めまして対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

2点目以降については、内藤市長から答弁をお願いします。

市長（内藤正行君）

各種団体に対する支援策はとの御質問でございますが、人件費、扶助費及び公債費を除きました経常経費に要します一般財源の削減を、新年度予算編成に向けまして指示したところでございます。その方策の一つとしまして、各種団体に対する補助金の削減を図ってまいったところでございます。

この各種団体に対する支援、援助についてということでございますが、各種団体におかれましては、市の施設を活用して活動される事例が多いと存じます。このたび、市の各種施設の使用料というものを、市内施設の使用料の統一を図ります中で、市民の皆様にご利用していただきやすい価格に改めさせていただきました。支援とのことでございますが、市長の判断でできることにつきまして、その都度私の方で適切に対処させていただきたいと思っております。いずれにしましても、厳しい財政状況下でありますことを御理解いただきまして、補助団体におかれましても、最少の経費で最大の効果を上げていただきますよう、手法の検討を行うなどして経費の節減に努めていただくということもお願いをいたしたいと思っております。

本市の農業政策についての御質問でございます。

景気回復の兆しがわずかながら感じる今日でございますが、農業分野におきましては、土地利用型農業、特に水田農業者においては大変厳しい状況になっているということでございます。農業問題にかかわりますことは、生業、いわゆる営みに関与することでもあり、扱いが大変複雑になっております。いわゆる転作問題一つにとりましても、一朝一夕には事が運ばないことでございます。いろいろな問題が山積して、総じて進んでいるとは言えない水田農業の構造改革を早急に進めますためには、御質問にありましたとおり、農地の利用調整が必要不可欠でして、優先すべき重要課題の一つと考えているところでございます。

農業政策検討委員会を設立してはどうかとの御提言をいただきましたが、農業・農政に対する課題は、御指摘のように山積しております。また、農業関係の既存の組織、集団というものを活用する中で、ただいま議員が幾つかの事例を挙げられまして、問題点・課題を指摘されましたが、そういった問題も、私としましては大変重要なこととございまして、こうしたことに提言をいただけるような対処をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

行政組織の見直しということについての御質問でございます。

参与の職にかかわる総合政策にかかわる部署について、お答えをさせていただきます。

本定例会に提案しております林政課所管業務の迅速かつ機動的な運営を図りますため、根尾分庁舎に林政部の新設を初め、合併プロジェクト室の廃止、係の統廃合、特定事務推進のための担当の配置等、行政組織の見直しを実施しているところであります。

今回の見直しにつきましては、平成17年度に行政組織の効率化、市民サービス向上の観点から行政改革大綱を策定するまでの間において、必要な最小限の措置をとることとしております。また、

今回の行政組織の見直しの中には、行政改革大綱を策定するため、総合計画課の中に行政改革担当を配置して推進を図る予定でございます。したがって、議員がおっしゃる総合政策にかかわる部署につきましては、平成17年度に策定します行政改革大綱の中の行政組織の効率化の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、施設管理部門の民間委託等にかかわる御質問でございますが、公共施設の管理運営につきましては、平成15年9月の地方自治法の改正に伴います指定管理者制度が創設されたところでございます。従来は、公の施設の管理の方法は、直営または公法上の委託でございましたが、公法上の委託をしていた施設については、平成18年9月1日までに管理の方法を直営、または指定管理者による管理とする必要があるところであります。本市の場合、公法上の委託をしていた施設につきましては、合併と同時に指定管理者による管理といたしてまいりました。また、現在直営で管理運営しております多くの公の施設につきましては、直営で行くのか、公募による指定管理者に委託するのか、管理団体を設立して指定するのか、前にも述べましたとおり、来年度策定します行政改革大綱の中で、施設の管理運営形態の選択とあわせて、施設管理公社等の研究も進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、総合型地域スポーツクラブについての御質問でございます。

本業市では、平成12年に公表されました国のスポーツ振興基本計画に基づき、平成22年を目標に市内に一つ以上、総合型地域スポーツクラブの設立を目指しているところであります。

現在、真正地域において設立委員会を発足し、準備を進めている状況でございます。平成17年度は、設立委員会の組織や活動の見直し及び設立のための予算づくりを行いまして、18年度は、設立への最終段階に入っていきたいという話を聞いているところでございます。他の中学校区におきましても設立に向けての手だてを打つ必要がございますので、そのような手だてを打ってまいりたいと考えております。その際には、あくまでも自主運営のクラブ設立を目指すよう指導いたしますけれども、準備段階、設立時、設立後を通じまして、支援策を示してもらわなければならないと、このように思っているところでございます。

御質問の、準備室の設置や職員の配置については、今後考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔35番議員挙手〕

議長（白木 健君）

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

再質問をしたいと思っております。

助役さんにやはり確認をしていかないかんののは、なぜかという、私は前の財政計画のときに、早急にとは一体いつごろやと言ったときに、1年から2年というお答えをいただいておりますので、今回は「早急に」をつけていただいて、要するに来年度の中盤ぐらいまでにやっていただきたいと思っておりますが、その点についてお答えを、行政との関係もありますが、あそこはあのまま踏切を

取っただけでは事故は起きるというふうに思っていますので、「早急に」を、ある意味ではことしの秋ぐらいまでにはできないかなあというふうに思っていますので、その点について見通しをひとつお願いしたいと思います。

農業政策にかかわる問題について、大変難しく組織も大きくなってまいりますので、今すぐという問題も予算的には難しいだろうと思えますけれども、やはりこれは、どこかできちんと市長に提言をするような組織をまとめていただければありがたいなあということで、今回はとどめておきたいというふうに思います。

それから、補助金にかかわる問題につきましては、今もお話ししましたように、どういう形で要望・支援策が出てくるかわかりませんが、市長の寛大なる、いわゆる団体を育成すると。それと市民に活力を与える団体活動を推進していってもらうためにも、大きく懐を開いていただいて、市政の、あるいは団体の育成に当たるようなお気持ちを持って臨んでいただきたいなあということをお願いをしておきたいと思えます。

4番目の参与の問題。参与が総合職で復帰されて、17年度中に行政改革大綱を制定していく中で考えていくとおっしゃられたことは、18年度以降にそういう総合政策部署が必要だということも胸中におありだろうということであるならば、先ほど若原議員のお話の中で出た収入役兼務の総合職兼務で、あるいはだれか兼務職で懸案の事項を抱えていくことも、実は17年度の大綱で考えられて18年度に実施することになるのなら、17年度中もその人材が必要であるだろうと思えますので、これは御意見だけ申し上げておきますので、お答えは結構でございますので、そういったことは17年度中の実施の部分も十分考えて、18年度の行政改革大綱を実施する段階での政策の中に入れていかれるなら、17年度中の仮の団体、いわゆる兼務職の構えで考えることもやぶさかではないのではないかなというふうに考えますので、ひとつ三役の中で仕事の分担等も含めながらやられることを、私は御提言だけさせていただきたいと思えます。

行政組織の見直しの中でもう1点の施設管理の問題ですが、先ほど出村議員のお話のとき、私は100ぐらいだと思っていまして150近くの組織があるのなら、やはりこれは何らかの形できちんを見直しをしていく必要があるだろうというふうに思っていますので、これもやはり今後の課題というふうに市長が答弁されたようで結構でございます。

総合型スポーツクラブの準備室は、実はもう民間の人たちがじりじりしてみえます。一体全体、やるのかやらんのかというところのお話まで聞いておりますので、これは早急な調整が必要だなあと思えますので、ひとつ市長さん、今後とも考えていくということは前向きにとらえていいというふうに私は考えておりますが、前向きだというふうに言うのであれば、私はそれで結構なんです、その点、いわゆる1番目の早急にというのがどれぐらいの時期になるのかということをつけ加えることができるかという問題と、今後考えていきますということが、考えたけどだめだったという話にはならない答弁をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

「早急に」ということの期限はいつかということですが、県・国関係いろいろございまして、そのあたりの関係機関との協議ということですが、当方のみの意向ではなかなか進まない部分がございますが、具体的に秋までにはどうなのかということの御提言もあったわけですが、秋までをひとつ最大限努力させていただくということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

総合型スポーツクラブの振興についてでございますが、この総合型スポーツクラブにつきまして生涯教育、あるいはスポーツ活動促進上、今後の重要な方向であるというふうに思っております。したがって、これの準備段階から、十分市としても対処していかなくやいかんと、このように思っております。それにかかわるように、必要な人員等の配置につきましては、18年度以降につきまして十分配慮してまいりたいと思っております。17年度は現在の体制で進めさせていただきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔「諮ります」と35番議員の声〕

議長（白木 健君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

10時40分から再開したいと思います。

午前10時23分 休憩

---

午前10時40分 再開

議長（白木 健君）

引き続き会議を開きます。

議席番号48番 三島智恵子君の発言を許します。

48番（三島智恵子君）

三つの問題を通告してございますので、順次お尋ねをいたします。

第1点は、今度の3月末で在宅サービスの低所得者対策が廃止されます。また今国会には、政府は介護保険施設の部屋代、食事代の利用者負担の増額、また家事代行業務の廃止などを盛り込んだ介護保険法の改定案を提案しております。一方、2006年度実施予定の高齢者への住民税非課税措置の廃止で、介護保険料が大幅に引き上げられます。保険料は上がる、訪問介護も十分できない、施設にもいられない人が多くなることが予測されます。一方、民間の施設では職員の十分な配置、あるいは研修不足などで悲しい事態も起きております。介護職員の約3割が虐待の経験があるとアンケートに答えている、そういう報告もございます。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、国が今行おうとしているこのような制度改悪をしないよう、申し入れをされるのかどうか

という点が第1点。市独自の保険料、利用料の減免措置をとられるおつもりがあるのか、お尋ねをしたいと思います。内藤市長は広域連合の副会長でもありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

2番目は、合併しない方がよかったと言われなかったために、市の対策をお願いしたいということでございます。

本業市になって1年が過ぎました。住民からは、合併しない方がよかったという声が依然として聞こえてきます。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。先ほど、ほかの議員さんからもありましたが、団体への補償金を一律にカットされました、その根拠と当事者への理解はどのような方法でとられたのか、お尋ねをいたします。

二つ目は、きめ細かいサービスの維持をどう保障していくのか。例えば、ある地域では、旧町村の時代にはカラオケを各自治会に貸し出しがされておったんですが、市になったら貸してもらえない。抗議をしたら貸してくれたというような話を聞いております。さらに、住民基本検診についても、今まで同報無線を使いまして広報しておりました地域も、市になってからはこれがなされておられません。人間ですので忘れることもあります。忘れていて期間が過ぎて行ったら、もうだめだと言われたということで、健診を申し込みながらやれなかったということも聞いております。このような本当に身近な問題で、きめ細かいサービスをどう保障していかれるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

三つ目は、施設管理の効率化についてでございます。

先ほど、ほかの議員もお尋ねになりましたので、簡単にお答えをいただきたいと思っております。

本業市の予算の中にも、施設整備の保守点検、あるいは管理などの委託料が大変多く含まれております。一方私たちは、合併のメリットの一つとして、市になれば専門職員が配置できるということは何度も言われてきました。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

建物、上・下水道施設、あるいは浄化槽、電気、電算機等について、項目別の委託料はどのくらいあるのか。

二つ目、その中で、市職員で対応できる部分は本当はないのか。

3番目、保守・修繕などの専門部門、営繕課とか、あるいは営繕係などを設けることは考えていないのか。

なぜかといいますと、最後の問題は、例えば南の方は商業施設ができて大変ありがたいのですが、一方で、きれいな市の施設にはスプレーを使った落書きが頻繁になされます。教育委員会の管轄のところは担当者が消してくださるわけですが、課が違う部門に書かれたところはなかなか消してもらえないという部分があって、並んでおりながら非常に目立つということが現実でございます。そういうことをなくするためには、そういうことを専門にする係があれば、市内全域一斉にきれいになるのではないかと。また傷んだところ、電灯の切れたところも一斉にできるのではないかと。というふうに考えますので、市のお考えをお聞きしたいと思います。以上でございます。

議長（白木 健君）

1点目、そして2点目について、市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

老人福祉についての御質問に対しまして、お答えをいたします。

今回の介護保険制度改革では、介護保険の施設給付につきまして、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から介護保険施設にかかわる給付のあり方を見直しまして、居住費費用と食費を保険給付から外しまして、介護保険における保険給付は介護に要する費用に重点化されるわけでございます。したがって、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群といった介護保険3施設の入所にかかわる、いわゆるホテルコスト部分を平成17年10月から利用者に負担していただくことになるわけでありまして、ただし、低所得者の方には負担が過重とならないよう、負担軽減を図るための新たな補足的な給付が創設されるということになっているところでございます。

また、今回の制度改革では、予防重視型システムへの転換が図られ、明るく活力ある超高齢化社会を目指し、一貫性、連続性のある総合的な介護予防システムを確立するというところで、新予防給付の創設と地域支援事業の創設がなされるということでございます。

介護保険認定者のうち軽度者を対象とした新たな予防給付を創設すること。また、要支援、要介護となるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業が、介護保険制度に位置づけられることとなるわけでございます。したがって、軽度な方の訪問介護における家事代行は廃止されることとなりますが、これについては単に廃止するというのではなくて、介護認定において要支援といった対象者の方の自立に向けての視点から既存のサービスを評価・検証し、有効なものをメニューに位置づけ、例えば、ホームヘルパーが家事の代行を行うよりも食事の用意や身の回りの整理等をホームヘルパーがお手伝いしたり、ともに体を動かしていただくということで、運動機能の向上や生きがいを見出していくなど、要介護状態にならないように、自立に向けた支援を目的として考えられたものでございます。

市独自の予算措置をとられるかということでございますが、もとす広域連合の介護給付費の支給状況を見ますと、12年度から始まっているわけですが、12年度は年度当初でございますが、18億7,000万で、これは十分徹底していないということで、金額的にはちょっと低めになっているかと思えます。13年度は2年目ですから、この給付を次第に受けられる方がふえてまいっておりますが、13年度では24億2,000万、14年度は27億円、15年度は28億8,000万、16年度ではおよそ33億5,000万となっているところでございまして、この4年間に約4割ふえているところでございます。これはもとより、高齢化になってまいったということと、介護の給付を受ける方がふえたということに基づくものでございます。もとす広域連合の介護保険給付に要する市費の負担につきましても、13年と16年を比較・検討しますと、132%になっているわけでございまして、3割2分ふえているということでございます。人数も先ほど申しましたように、約6割近くふえていると。こういうふうな給付が増大している状況にありまして、大変厳しい、ますます高齢化社会でこうした負担が大きくなっていくということを考えますと、横出しといったものにつきましては講ずることは困難と思っている次第でございます。

次に、グループホームの職員配置等管理指導はどの機関で実施するかとの問い合わせでございますが、介護保険制度改正後の認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームにつきましては、平成18年度から市町村が指定・監督を行うサービスとなってまいります。したがって、本巢市においては、保険者であるもとす広域連合で指導していくということになるわけでございます。

次に、地域の高齢者の中心である老人クラブへの支援・援助をいかに充実させるかとのお問い合わせでございますが、先ほど高橋議員にもお答えしたところでございますけれども、老人クラブの皆様方の活動は、高齢者の生きがいづくりの場として、また地域の支え合いの場として大切でございます。地域に多大な貢献をしていただいております。本巢市として合併した後に、老人クラブ活動が円滑に推進できますよう、事務局には職員配置の助成もしてまいっております。今後におきましても、この老人クラブが自主的な運営をなさっていただけるよう、今後とも支援は今までのように継続してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

次に、団体への補助金カットについてでございますが、各種団体に対する補助金の削減を図った経緯から、まず御説明をさせていただきたいと存じます。

財政の健全化を占う一つのバロメーターとして、経常収支比率がございます。本市の15年度決算では、その数値が80.5%でございます。これが16年度には85%に達することが予想されておりました。経常収支比率が上昇すれば、投資的経費に充当可能な一般財源が減少しまして、財政構造の弾力性が失われるということになります。経常収支比率が上昇する要因としましては、やはり物件費や補助費等の増嵩があるわけでございます。今までの状況で今後をシミュレーションしてみますと、やはり物件費、補助費等を初めとする経常経費が増加しまして、投資的経費に充当可能な一般財源が大幅に減少するわけであります。その不足する財源を財政調整基金等に依存することになり、数年で基金を使い果たしていくという心配もありまして、今年度補正予算で逆に削減ができたということで、財調の返還ができるという予算を出させていただいておりますが、こうした形で財調基金を何としても維持していきたいというふうにいるところでございます。

昨年策定いたしました本市の財政計画では、物件費、補助費等の経常経費削減を必須課題として、向こう10年間の計画をしたところでございます。そのために、平成17年度当初予算編成方針におきましては、人件費、扶助費及び公債費を除いた経常経費に要する一般財源を、前年度に比して大幅な削減を指示したところでございます。その方策の一つとして、各種団体に対する補助金の削減も図ってまいったところでございます。既に御承知のことかと思いますが、50万円以下の補助金の場合は5%、50から100万円の場合は10%、100万円以上の場合は15%を減じた額を予算とさせていただきます。国の三位一体改革におきます地方交付税の大幅な削減が予想される平成19年度以降のさらなる厳しい財政環境に耐えていかなきゃならんということで、平成17年度、このような対応をさせていただいたところでございます。

なお、補助金の削減につきましては、各種団体に御理解いただくよう、それぞれ担当部署の方を通じまして、引き続き機会あるごとにお願いをしていく以外にないと、このように考えておりま



す。

次に、きめ細かいサービスの維持をどう保障するのかとの御質問でございますが、合併協議会でのすり合わせ事項については、継続するもの、新市で調整するもの、それぞれ各部署において調整しながら、市民サービスに努めているところであります。議員御指摘の住民検診の行政無線により周知を廃止したとありますが、行政として廃止したわけではございませんで、健康カレンダー及び個人あてにも郵送をして、通知をして徹底してきたということで、今回は無線の広報を行わなかったということでございます。いずれにしましても、今後要請がありましたならば、無線使用につきましても、市の防災無線通信施設条例に基づきまして行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

3点目については、助役 高木 巧君。

助役（高木 巧君）

施設管理の効率化ということで、3点御質問をいただいております。

第1点目の項目別の委託料の額は、平成16年度予算ベースで浄化槽点検清掃業務、これに6,262万3,000円、それから電気保安業務に1,039万3,000円、建物管理業務として、これには幾つかのものが入りますが、施設清掃、それから地下タンク点検、空調設備保守、消防設備点検、非常通報装置保守、エレベーター保守、自動ドア保守点検、それから建物環境衛生管理がございますが、これらを含めまして9,811万4,000円、それから共有しております電算機器・システム保守料等といったしまして3,109万5,000円、上・下水道の施設管理業務が4,680万円でございます。

2点目の、市職員で対応できる部分はないかとの御質問につきましては、専門的な業務がほとんどで、知識・技術等が必要でございますために、市職員では対応できないと考えております。

次、3点目の、保守修繕などの専門部門の設置につきましては、業種が各般にわたりまして、専門的資格を必要とするものが多く、この部分につきましては県においても設置をされていない状況にあります。また、費用対効果、地元民間業者の育成等から考えましても、設置することにつきましては考えておりません。

なお、先ほど具体例として、公共施設の落書きの例を、市の美観上の観点から具体的事例をお示しをいただきましたが、そのようなことがないよう、部課の連携を密にして対処をしまいたいというふうに考えております。今後、公共施設の統廃合も視野に入れて、維持・管理に係る経費削減に向けて努力をしまいたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔48番議員挙手〕

議長（白木 健君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

まず、第1点について、もう一度お尋ねをいたします。

先ほど市長から御答弁をいただいたように、各般の改定が今度なされようとしております。

まず第1点の、今年度末で打ち切られる在宅サービスに対する増額ですが、これまで在宅サービスを利用する場合の利用料は6%だったものが、今度1割になります。一つの例を申し上げますが、これまで月額9,800円で訪問介護、ホームヘルパーに来ていただいた方、1ヵ月週5日利用する場合を考えますと、これが1万6,100円になります、4月から。せっかく施設へ入らないように、あるいはいろいろなところにお世話にならないようにということで在宅で頑張っておられて、どうしてもやれないことだけをホームヘルパーさんに頼んでられる方が、こういう利用料の増によって使えなくなったために、寝たきりになったり、あるいはもっとひどくなって施設に入らなければならなくなるということが今後十分考えられます。そういう意味で、市としてこの制度、4%の差額を負担する気はないのかどうかということが第1点と、それから今国会に出されている法案について、それを全部市が肩がわりするということは、先ほどの介護保険給付額の増大から見ても不可能だと考えます。そこで、国に対して制度改悪をしないような申し入れをされるのかどうかという点について、もう一回明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

2点目でございますが、確かに市の財政が大変だということはわかりますが、補助金を実態を加味してカットされたのかどうかということがちょっと不十分ですので、どんな基準でカットされるのかということ。本当に必要な団体に対しても、補助金が一律にカットされたのではないかとということで、多くの方から不満があるのではないかと思います。御理解は、今後引き続いて得ていくという御回答でしたけれども、やはり前もって理解をしていただいてカットをしていくということが、市民にとっては非常に大事ではないかと思しますので、その姿勢について、もう一度お尋ねをしたいというふうに思いますし、2番目の住民基本健診について、今までも個人でちゃんと連絡をいただきました。広報にも載っておりました。しかし、人間というのは忘れる動物です。忙しい人ほどぎりぎりまで行けなくて、忘れていて期限が過ぎたということはありません。でも、基本健診の場合には、そういう病気にならない人が、検診を受けることによって隠れていた病気を見つけて大事に至らない、あるいは医療費の高騰にもつながらないというところでやっているというふうに思いますので、ぜひ無線を使つての方法というのも一度検討いただきたいと思いますが、その点について、もう一度お答えいただけたらありがたいと思います。

それから、3点目についてでございますが、専門的な知識が必要なので市では無理だというふうにおっしゃいましたが、先ほど申し上げたように、市になったら専門職員が配置されるということをおっしゃる私たちは何遍も聞かされてきました。そういう意味で、市が専門職を雇ってでもやった方がいいのではないかとこの部分が、私はあるのではないかと思います。先ほど、ほかの議員さんの質問で、市内の公共施設が154もあるとおっしゃっているので、その点について、今後検討する気はないのかどうか、その点だけ質問をいたします。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

在宅の保険料が4%高くなるということに対してでございますが、保険料につきましては、低所

得者に対しましては十分な配慮をしまいるということでございまして、現行の2段階をさらに細分化しまして、段階をふやして、負担をできるだけ軽減する方法をとっていくということでお聞きしております。いずれにしましても17年10月からございまして、私どもは今まで市長会等を通じて強く要望しておりましたし、また全国市長会からもあわせて要望してまいった所でございまして、今後とも、引き続き、国に対して要望してまいりたいと、このように思っているところでございます。

本市としての横出しにつきましては、今のところ、ちょっと先ほど御説明しましたような事情もございまして、だんだん増加する方向にあります。むしろこれは介護予防を図りながら、介護にからない人をふやしていくという方向を取りつつ、そちらの方にも支出が要るわけでございますので、そうした観点から御理解を賜りたいと存じます。

また、団体に対する補助金の削減でございますが、これにつきましては、各種団体がございまして中で削減をしない団体、あるいはする団体というものもいろいろ考慮して考えてまいりましたが、それをやり出しますと、結局收拾がつかないということでございまして、金額で先ほど申しましたような基準を設けて進めてまいった次第でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、無線での放送でございますが、当然これは通知を個人個人にお出ししましたので、そこまでやらせていただいたからどうかということでございます。また、行政防災無線を使おうとしますと、いろいろ苦情も参ったりします。今後この防災行政無線の整備を、予算化も今出させていただいておりますが、やはり個別受信ができるように対処していかないかんのじゃないかと。そうしますと、家庭で一番多くの方がいらっしゃる家族団らんの時間、例えば6時半とか7時ごろに放送するというにしますと、内部だけ、今のところはパンダマストの外部と内部が同時放送になるようですが、内部だけ放送できるというような、戸内だけ放送できるというような方式をとることができんかということも検討しておりまして、恐らく今のことから、技術的にできると思っておりますので、そんなことも将来は考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

3点目のうち、専門職員の採用等につきまして考えられないかという御質問であったかと思いますが、先ほども述べさせていただきましたように、業種が大変各般にわたっております。それと、それぞれの施設、機器にしてもそうでございますが、点検並びに保守につきましては、法律で定められた技術者のもとでの点検業務がかなり多うございまして、それぞれに職員を配置することにつきましては大変難しい部分がございます。そんなことで、外部発注、アウトソーシングというのを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔48番議員挙手〕

議長（白木 健君）

三島君。

48番（三島智恵子君）

最後に、一つだけお尋ねをいたします。

国やら県に対して介護保険問題については要望してこられたというお話ですので、ぜひ今後も市民の立場に立ってやっていただきたいということをお願いすると同時に、もう一回だけ確認をいたしますが、在宅サービスについては今年度末でもう切れますので、4月からすぐに在宅サービスの利用料が10%になるわけですね。その分についてだけでも市で考えるつもりはないかどうか、もう一回お聞きして、終わりたいと思います。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

これは広域連合での問題でもあるわけですが、それぞれの市町はそれぞれで考えていくということになっているところがございます。そんなこともございまして、市独自ということもありますが、先ほど来申しておりますように、大変私としまして、議員御質問に素直にお答えできれば、それにこしたことはないんですが、まず、バツということで評価をいただくわけですが、本当は可もなし不可もなしだと言っていたきたいんですけども、そうばっかも言えないわけございまして、諸般の財政事情等を考慮しまして、まことに申し訳ありませんが、バツでひとつお許しをいただきたい、このように思う次第であります。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号6番 道下和茂君の発言を許します。

6番（道下和茂君）

ただいま議長のお許しを賜りましたので、通告により3点質問をさせていただきます。

1番目に、県道藤橋・根尾線、通称徳山街道の整備促進についてお尋ねをいたします。

この路線はどのような路線かといいますと、本巢市、いわゆる温泉のあるところから国道157号線を分岐いたしまして、揖斐川町303を通りました417号線、旧徳山村の本郷地区で合流する路線でございます。この徳山ダムが完成しますと、この路線に、いわゆる馬坂峠のトンネルを抜けますと、前面に湖面が広がるようになっております。毎年、この路線につきましては、12月中旬から翌年4月末まで積雪等で冬期閉鎖がなされておるわけでございますが、冬期閉鎖期間も含めまして、14年の12月から17年4月、あと一月後でございますが、28ヵ月余りで、実際に通行できたのは15年の45日間だけであります。その後も、この5月からにおきまして、路側決壊等により通行どめとなる予定であります。災害復旧の通行どめ、馬坂トンネルの補強工事、徳山ダムの県道つけかえ工事等の影響もあり、そのところは理解はできるんでありますが、昔は定期バスも運行されておりました。木材等が盛んに搬出され、また旧徳山住民の生活道路でありました。

根尾と徳山を結ぶ重要な路線であり、現在のような路側決壊が昔もありましたんですけど、そういう場合におきまして、速やかに通行できるような復旧がされておりました。旧徳山住民のとう

とい犠牲と深い理解によりダムの着工がされ、全村の集団移転がなされ、また 303号線、417号線等の改良も進み、重要度が薄くなったということであるかも知れませんが、最近では年間を通してほとんど通行止め期間となっておるというようなこと。

また、平成15年・16年度で、揖斐建設事務所で2億数千万円を要しトンネルの補強工事が行われました。これに要した費用は、今申しましたように2億数千万円で、従来のトンネルをさらに狭くし、3メートル掛ける3メートルの有効断面をもちまして、被覆補強工事が行われたわけですが、このことにより、21人乗りのバスがやっと通れるか、通れないかというような状況で、私の考える範囲では、乗用車が楽に通れるぐらいの状況と聞いております。

この路線は、御承知のとおり、本市と揖斐川町の国道、県道の6路線を周回で結ぶ「西美濃夢回廊」と位置づけられ、県の整備構想に盛り込まれておることは周知の事実でございます。これは県の所管であることはわかっておりますが、本市では、地域の活性化を図るためにも、新市建設計画にも観光産業にも力を入れていくということもうたわれております。

また、本市では、国道157号の福井県までの早期整備を地域発展の重点施策と位置づけ、日当トンネルを初め未整備の区間の整備促進、また温見峠の早期トンネル化の促進が強力に展開されておりますことは大変ありがたいことと思っておりますが、仮に徳山地域の冠山のトンネルが、現在では国土交通省近畿地方整備局におきまして、これらの整備局の直轄におきまして事業計画がなされておるというようなことを聞いております。そうしますと、国道157号線の温見峠につきましては、現在の経済情勢におきましては、この徳山地域の冠山峠の国道417号の整備より、私は大幅におくれるような懸念がされるわけでございます。そのようなことや、徳山ダムが完成をいたしましたときに、市の観光施設、観光資源等々、徳山ダムを組み合わせました新たな観光ルートも必要ではないかと考えております。そのためには、西美濃夢回廊の一路線でもあります藤橋・根尾線の整備による交流人口の増大を図ることが重要であり、また必要であると考えております。そこで、西美濃夢回廊の一路線でもあります藤橋・根尾線を、大型車両が通行できるよう、馬坂トンネルも含め、災害に強い整備計画の要望を推進する必要があると考えておりますが、市の方針はどうか、お尋ねをいたします。

次に2点目の、山林の公益的機能を評価し、荒廃した山林整備の促進について質問をいたします。

戦後、植林が国民運動として進められ、全国の山々は杉やヒノキで埋め尽くされるほどになりました。私たちは思い起こしますと、祖父や父親らは、山に植林することを義務のように感じ、また子孫に富を残せるのではないかというような期待もあり、朝早くから弁当を持ち、夕方まで植林や山林の手入れをしておる姿を見ております。また、私も学校の休みの日などには、親などについて植林をした記憶があり、この木が何十年後には大きな財産になるからと父親に夢を言い聞かされ、また植林や木起こし、下草刈りの手伝いをしたものであります。山林の作業に従事した人なら、山林に対する愛着心、木に対する愛情は非常に強いものがあると考えております。

国が、いわゆる高度経済成長に入って、海外から大量の安い材木が輸入され、どのぐらい材木の

価値が下がったかといいますと、木材供給量が、1960年で5,518万9,000立米、それから1998年で3,940万4,000立米と減少をしており、国産材と外材の国内供給割合では、1960年では87.9対12.1、1998年では49対51%と、1960年比で38%減少しておるといことは、木材価格が38%減少したということにもとらえられるわけでございます。こういうことを考えますと、現在の立米当たりの木材価格が1万2,000円であれば、1960年におきましては、現在の価格にいたして3万2,000円の価値があったということになるわけでございます。

このような条件で木材価格も下落いたしまして、我々の親、また山間地域に住む多くの方々が、生活のため、やむを得ず山を放置するようになり、植林にいそしんだおじいさんや父親たちの夢はかないものとなってしまったわけでございますが、このような状況で、山林が財産としての価値を大きく失い、見た目は緑で大変美しい山に見えますが、木々は本当に窒息状態の弱々しい山々になってきておるわけでございます。山林の価値が下落すれば人工林の放置がますます進み、放置林が拡大し、森林の持ついわゆる多面的機能が失われていきます。これらを森林所有者だけに山の管理を任せるのではなくて、戦後の荒廃した山林を救うための植林の国民運動があったように、森林整備にも国民運動を起こす必要もあるのではないかと考えております。ともかく、個人の財産に税金を投資することをタブー視するのではなくして、国や地方自治体でしっかりした組織をつくり、山は国民の共通の財産という視点も必要ではないかと考えております。

また、森林の持つ公益的機能評価につきましては、いろいろ言われております。また、京都議定書にもいろいろCO<sub>2</sub>の削減が求められておるわけでございますが、日本の1世帯当たりのCO<sub>2</sub>の排出量は、年間6,500キログラムと推定されております。これを山林の木がどれだけ吸収するかといいますと、6,500キログラムのCO<sub>2</sub>を吸収するには、0.5ヘクタールの山林に460本の杉を埋めておかなくては、それだけの吸収をしないということでございます。また最近では、手入れの悪い山の木々が一生懸命子孫を残そうと多くの花粉を発生させ、花粉症の原因とまで言われております。

このようなことで、現在、森林整備は、また何度かの集中豪雨や流木の被害等によりまして、また豪雪による倒木の被害や森林の持つ公益的機能評価等によりまして、適切な森林整備の重要性が広く認識される結果となり、間伐事業も拡大しております。

本市の山林面積の内訳は3万2,305ヘクタールで、総面積の86%を占め、そのうち1万1,487ヘクタールが人工林であります。天然林は1万5,511ヘクタール、約31.7%の本市の山林に植林がなされている状況でございます。

国や県において、森林整備推進対策事業の森林づくり交付金事業や、水土保持林森林整備補助事業等、多種多様な数々の交付金事業や補助金事業の施策が展開されておるところであります。市の所管部署でそれらが十分理解され反映されているかと考えるときに、私は理解をされていないと考えております。さらに、それらの事業を精査し、強力で施策の推進を図る必要があると考えておりました。次の3点につきまして、森林の整備について質問をさせていただきます。

本市においても、間伐をなお一層進めることを含め、森林整備について、現在の取り組み状況と

今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

2番目に、国・県の多種多様な数々の補助事業や交付金制度の施策をいま一度精査し、それらを最大限に活用した予算措置をするよう強く要望し、その考えはあるのか、お尋ねします。

3番目に、現在の補助金制度は、山林所有者みずからが補助金を申請する仕組みになっております。その申請の複雑さからや、林齢36年から50年生では、搬出率80%の持ち出しが義務づけられており、間伐を行い、市場に出荷しても、手間代すら出ない状況。また、山林事業者をお願いしても、山林事業者も同じようなことで、経費の捻出すら苦しい状況であります。また、林齢15から30年生の切り捨て間伐にいたしましても、山林の財産価値の下落から、進んで間伐をしたがらない山林所有者も多く見えると思います。間伐などを積極的に推進するためには、所有者に山林事業者からも森林整備の重要性を十分御理解されるような啓蒙活動を行うよう指導し、しかるべき予算措置を行う考えはないか、お尋ねをいたします。

次に、質問3番目の、市の観光協会の設立についてお尋ねをいたします。

現在、本巢市では観光協会が設立されておられません。地域の活力とにぎわいのあるまちづくりには、市域の豊富な観光資源を整備・充実し、交流施設も生かした地域づくりが必要です。観光協会を設立し、地域の多くの観光資源や観光施設、特産品のPRを対外的にも強力に進める必要があると考えますが、観光協会の設立のお考えがあるのかどうか、あるとしたら、いつごろを予定しているのか、お尋ねをいたします。以上です。

議長（白木 健君）

1点目、2点目につきましては、産業建設部長 服部次男君にお願いいたします。

産業建設部長（服部次男君）

それでは第1点目の、県道藤橋・根尾線、通称徳山街道の整備についてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、国道157号については、整備促進規制同盟会が昭和50年に設立され、国・県に対して要望活動をしています。日向・平野バイパス、特にトンネル等の工事の進捗が大変おくれしている現状でございます。

御質問の県道藤橋・根尾線の馬坂トンネル、約176メートルございますが、これは昭和9年に完成しており、完成後60年が経過し、壁面の劣化が著しいため、平成15年・16年で災害防除工事が施工されました。工事の内容は、御質問にもございますように、トンネルの内部にPCL板を設置する工法であることから、道路幅員が狭くなることとなりましたが、全幅員3.5メートル、車道幅員3メートル、有効高は3メートルを確保しており、マイクロバスの通行は可能であるということでございます。未改良区間につきましては、現在、改良計画がないとの揖斐建設事務所からの回答をいただいております。しかしながら、国道157号はもとより、一般県道藤橋・根尾線につきましても、今後も整備の推進を図るために、県、また関係機関に要望活動を進めてまいりたいと思っておりますので御理解を願います。

2点目の、山林の公益的機能を評価し、山林整備の促進についての御質問にお答えをいたしま

す。

本業市の山林面積の約15%が国有林、85%が民有林であり、民有林のうち35%強が議員御発言のとおり、先人の手により植林、手入れをされてきたものでございます。森林の持つ水土保持の多面的機能、あるいは森林の持つ呼吸作用等の公益的機能を発揮・増進するために、森林の整備を進めなければならないものと認識しております。

そこで、議員御質問について、順次お答えをいたします。

第1は、平成17年度予算にも森林整備の事業として計上し、間伐事業、森林整備地域活動支援交付金事業、あるいは風雪災害山林復旧事業等々に対する補助事業により森林整備を進めており、今後においても引き続き取り組んでまいります。

第2は、多岐にわたる補助事業や交付金制度について、県の指導を受けながら、有効かつ優位な施策について研究し、市として地域に合った事業に取り組んでまいりたいと考えております。

第3は、森林の持つ多面的公益機能を十分に発揮させるためには、間伐事業は重要かつ有効な手段であります。現行では、国・県あるいは市の補助金により、所有者の負担はほとんど不要となっており、これらを啓蒙する上においても、県と連携を密にし、森林組合等の山林事業者に対し指導してまいりたいと考えております。

間伐等の事業は、所有者が直接事業を実施するか、あるいは所有者と山林事業者が協定し、事業者が実施することにより補助金が交付されるものであり、山林事業者に対する指導についても、特段の処置につきまして今後よく検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

議長（白木 健君）

3点目について、市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

観光協会の設立につきまして、お答えをさせていただきます。

合併前には、旧根尾村商工会を事務局とした観光協会が設置されておりました、他の3町にはなかったわけであります。

観光協会の業務と申しますのは、商工会の業務と重なる部分も少なからずあるのではないかと、このように考えております。現在、市の観光事業に重要なかわりのある市内4商工会が、平成18年度の合併に向けまして対処をされているところでございますので、合併後におきまして、商工会や関係団体の意見を伺いながら、近隣の市町の活動状況も調査した上で、その必要性について研究・検討をしてまいりたいと、このようにも考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（白木 健君）

6番 道下君。

6番（道下和茂君）

山林の持つ公益的な機能を評価し、山林整備の促進についての答弁をいただきましたが、風雪害山林復旧事業などは、部長の答弁にありましたように、山林所有者が補助申請をすることは認識い



たしておりますが、いわゆる測量とか書類の煩雑さ、また資産価値の下落から山林を放置する所有者が多くあるというふうに私は考えております。要するに、申請手続の簡素化や事業者が委任を受けて申請し施行するようになれば、整備ももっと進むと考えております。

そのような指導をしていくという部長の御答弁もありましたが、それはそれで結構でございますが、風雪害処理木の未処理はまだまだ市内の渓谷沿いに、また多くの山林で見受けられるわけでございます。これは放置をしておきますと、2次災害の危険も考えられます。今は森林組合等に委託をされておるわけでございますが、山林事業者も含めた森林組合等に委託を行いまして、年度処理計画を提出させ、事業計画を立て推進すれば、もっと処理が進むと考えるが、そのようなお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

それから、豪雪被害木処理委託料の現在の処理範囲を、いわゆる国道、県道道路両側50メートルぐらいに範囲を拡大し、また風雪害山林復旧補助事業や間伐枝打ち補助事業などを複合的に取り入れて、積極的に進めていけば、いわゆる県道・国道の沿道の景観もよくなり、将来的には、災害や委託料の減少や森林保全意識のさらなる盛り上がりも図られると考えておりますが、そのような考えはあるのか、お尋ねします。

議長（白木 健君）

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

まず、風雪災害復旧事業でございますが、議員お発言のように、現在は山林所有者からの申請に基づいて事業を進めておるわけでございますが、所有者からの委任を受けられまして、山林事業者が施業される場合についても取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

また、それによりまして、事業料も把握できると思っておりますので、次年度以降の予算についても考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、豪雪災害につきましては、議員が申されましたように、道路、国・県道、または市道、それから河川沿いに豪雪災害が見られるわけでございますが、これについても、その事業量を把握して市として対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（白木 健君）

6番 道下君。

6番（道下和茂君）

ただいま御答弁を賜りましたので結構でございますが、このたび組織の改正で林政部の設置が提案されておりますが、山林は根尾、本巢北部地域がほとんどを占めておるわけでございます。山林の公益的機能を評価し、山林整備を進めるためには、こういった組織が効率化、また現場主義の行政を行うことに大変大切なことと考えておりますので、新しい組織で山林整備の促進を進めていただくことを強くお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

ここで、暫時、昼食のため休憩をいたします。

13時から再開をいたします。

午前11時43分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議席番号29番 竹中光夫君の発言を許します。

竹中君。

29番（竹中光夫君）

議長の許可を得ましたので、一般質問、4点について質問をさせていただきます。

その前に一つだけお願いしておきます。ちょうど食事が終わりました、眠くなるかと思いますが、最後まで私の意見も聞いていただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

1番目に、農業集落排水特別会計の繰入金についてお伺いしたいと思います。

17年度予算における農業特別会計への繰入金は、3億4,936万円であります。そのうち、現在稼働している8施設の管理費に充当される一般会計からの繰入金は、1億2,527万8,000円です。当特別会計へ一般会計から繰り出すべき管理費に該当する繰り出し基準があるのではないかと。あるとしたら、それは幾らになり、その基準額を超過する分がありましたら、その超過する分は一般会計からの繰出額は幾らになるか、説明資料をもって説明していただきたいと思います。

繰り出し基準額を仮に超える費用については、特別会計にしている趣旨からして、会計内にて収支を合わせるべきでないかと思えます。例えば、使用料を値上げするとか、いろんな方法を考えるべきでないかと私は考えます。

一般会計から超過繰り出しを決定するのは、どういう理由で決定されているのか。もし超過繰り出しをされるのであれば、私ども議会にも説明があってしかるべきでないかと私は考えます。その辺について、まず1番目のお伺いをしたいと思います。

特別会計の繰り入れということで、2番目の質問ですが、ほかにもいろいろ特別会計があります。国民健康保険特別会計ほかいろいろありますが、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰入額は3億7,246万1,000円であり、その同じ勘定の中にもう一つ施設勘定があります。施設勘定に対しては1億7,270万7,000円繰り入れされております。老人医療特別会計には3億1,419万2,000円の繰り入れです。簡易水道特別会計には1億3,000万円、公共下水特別会計には1億8,288万円の繰り入れがされております。また、水道事業会計への一般会計から繰り入れでなしに補助金として4,000万円入れられております。

以上の特別会計へのそれぞれの繰り入れ及び補助を一般会計から繰り出されているが、それぞれの特別会計への繰り出し基準があると推定いたしますが、その基準範囲内となっているかどうか、各特別会計ごとに説明資料をもって説明していただきたいと思えます。

3番目の質問ですが、バランスシート及び行政コスト計算書の作成を考えないかということで質問させていただきます。

昨年末時点での全国の市と区、区は東京しかないですけれども、そのうち84%がバランスシートを作成していると書かれておりました。行政コスト計算書については、50%が作成している状況であるとなっていました。バランスシート作成により、資産、負債を厳しく管理すべきであり、地方債残高の膨張が見られる本市においても、住民への責任説明を果たすべく、早期にバランスシートを作成すべきと考えます。本市のバランスシート及び行政コスト計算書の作成計画はどうなっているかお伺いしたいと思います。

四つ目の質問です。

17年度予算にて、旧都築紡績の跡地2万坪余りを購入すべく予算計上されております。この土地を今現在急いで買う必要があるのかについては、昨日、若原議員が同じ質問をされておりますので、特に答弁を求めませんが、後ほど私の意見も述べさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、4点について、よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

1点目につきましては、上下水道部長 林 賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

ちょっとお断りですが、回答をさせていただく前に、きょう配付させていただきました資料で少し訂正をお願いしたいと思います。

資料1の中の上水道事業会計、この中に資本的経費が書いてございます。その中の繰入金5,715万4,000円でございますが、この数字を一つ下の欄、公債費の欄に訂正をお願いします。そして、その他の欄に書いてございます工事費4億720万6,000円を計の数字と同じ4億6,436万円に訂正をお願いします。そして、その他の欄の今訂正していただいたその下に6,779万4,000円と書いてございますが、その数字を1,064万円に訂正をお願いします。繰入金の欄の書く欄をちょっと間違えておりましたので、済みません。よろしくをお願いします。

〔「もう1回」と呼ぶ者あり〕

上水道事業会計の資本的経費のうち、繰入金でございますが、今5,715万4,000円が工事費の欄に書いてございます。それを一つ下の公債費の欄に訂正をお願いします。そして、その右側にありますその他の欄、4億720万6,000円を4億6,436万円に訂正をお願いします。そして、今訂正していただいた6,779万4,000円の数字を1,064万円に訂正をお願いします。1,064万円です。計は合っていますので、済みません。よろしいですか。

それでは、農業集落排水特別会計への繰入金についてお答えいたします。

一般会計で負担すべき経費は、地方財政法第6条において規定されております。また、施設は一定規模の処理人口に対応できるように整備しており、その余裕分の経費は、現在の料金に上乗せすべきではないと考えております。

資料2をごらんください。

基準を超える繰入金額でございますが、維持管理費1億7,330万5,000円から一般会計で負担すべき額3,050万円、この表でいきますと管理費のうち一般会計負担分(基準内)と書いてあるところの計の額でございます。使用料8,194万2,000円を差し引いた額6,086万3,000円が基準を超える繰入金額でございます。小規模施設のため、維持管理費に多くの費用がかかるのが現状であります。

独立採算制というものの、下水道事業は住環境整備という一般行政事務と密接な関係に基づいて実施していることから、一般会計からの繰り入れにより安定した事業運営を図るものでございます。

一般会計から特別会計への繰り出しについては、市としての判断のもとに議会に提案し、議決をもって執行をしております。

議長(白木 健君)

2点目について、市民環境部長 土川 隆君。

市民環境部長(土川 隆君)

では、特別会計の中の国民健康保険特別会計への一般会計からの繰入金、3億7,246万1,000円、これは事業勘定であります。施設勘定といたしまして1億7,270万7,000円、老人保健医療特別会計におきましては3億1,419万2,000円の新年度の繰出金についての繰り出し基準等につきまして御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計、事業勘定における一般会計からの繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、職員給与等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金のいわゆる法定繰入金と一般被保険者福祉医療費波及増分及び一般被保険者保険税補てん分として、その他一般会計繰り越しのいわゆる法定外繰入金に大別しております。

保険基盤安定繰入金につきましては、国保税の軽減制度を財政支援するものであり、職員給与等の繰入金は、国保事務の執行に要する費用、出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金に見合う額の3分の2を繰り入れするものであり、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び国保税の負担の標準化を目的としております。これら繰り入れ基準に従い繰り入れするもので、法的に認められているところであります。

その他一般会計繰入金につきましては、本来、特別会計の性格上独立採算を基本とするところでありますが、合併の協議におきまして、国保税の税率を所得割、均等割、平等割の3方式とし、医療給付費に見合う税率を定めるとして、急激な負担増を避けるため5年間で調整するものとしております。このため、一般会計からのその他一般会計繰入金につきましては、計画的に繰り入れするものであります。

平成17年度の一般会計繰入金は、法定繰入金ということで1億8,469万円、その他一般会計繰入金として1億8,777万1,000円であり、総額で3億7,246万1,000円になります。なお、お手元の資料の3枚目の資料につきましては、施設勘定につきましては負債が掲載しておりませんので、口

頭で説明させていただきます。

施設勘定につきましては、本巢根尾診療所の運営に必要な経費に対して、歳入の不足分を一般会計から繰り入れをするということでありまして、総額が、17年度におきましては1億7,270万7,000円ということになります。

次に、老人保健医療特別会計に対する一般会計からの繰入金は、老人医療費にかかる市の負担分を繰り入れするものでありまして、平成17年度の繰入金は3億1,419万2,000円となります。

老人医療制度は、医療保険の各保険者が拠出して支払われる支払基金交付金と、国・県・市町村が負担する公費負担で成り立っておりまして、平成14年の9月までは、支払基金交付金といたしまして10分の7、公費負担が10分の3という負担割合でありましたが、老人医療費の増額により各保険者の費用負担が膨らみ、保険者の財政負担を緩和する目的で、負担割合を支払基金からの交付金2分の1、公費負担を2分の1にする制度改革が行われました。

平成14年10月から、毎年支払基金交付金を4%減額し、公費負担を4%増額する措置が講じられ、5年間で調整することになっております。

平成17年度は、3月診療分から9月診療分までは支払基金からの交付金は100分の58、公費負担は100分の42であります。そのうち市の負担割合は600分の42ということになります。10月診療分から2月の診療分までは、支払基金交付金からの交付金が100分の54、公費負担が100分の46ということになっておりまして、市の負担割合は600分の46ということで、そういった基準で繰り入れをするということになります。以上でございます。

議長（白木 健君）

1点目の農業集落排水特別会計の中の問題について説明が欠落しておりましたので、追加答弁を林 賢一君、お願いします。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、2点目の簡易水道、公共下水道、水道事業会計についてお答えいたします。

公共下水道会計の繰り入れ基準は、農業集落排水特別会計と同様であります。

資料2をごらんください。

基準額を超える繰入金は、維持管理費8,334万7,000円から一般会計で負担すべき経費3,119万円、使用料収入1,919万円を差し引いた額3,296万7,000円となっております。繰り入れについては、農業集落排水特別会計と同様であります。

簡易水道特別会計、上水道事業会計については、2上水道と8簡易水道があり、広い市内に点在し、いずれも小規模水道であります。これらの施設の中には老朽化施設や小規模施設があり、多くの維持管理費が必要なため、事業運営が厳しい状況であります。

水道は、市民の生活はもちろん、市民生活になくてはならないものであり、独立採算制というものの、一般会計からの繰り入れにより安定した事業運営を図るものでございます。

資料1、2のとおり、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、上水道事業会計のいずれの会計も収支調整額として一般会計から繰り入れをしていただいております。繰入金の充当については、

主に、義務的経費である人件費、公債費、事業費分として事業費から特定財源を差し引いた額としています。

いずれにしましても、今後とも経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

議長（白木 健君）

3点目の、バランスシート及び行政コスト計算書についてを、総務部長 溝口義弘君、お願いします。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、バランスシート及び行政コスト計算書の作成につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

地方公共団体の会計は、単年度における歳入と歳出を対比した収支会計でありまして、支出する金額のうち建設事業費や積立金、地方債の元利償還等資産形成のもの、人件費、物件費あるいは経費などのものの区別がなく、また収入においても地方債と国や県からの補助金、積立金の取り崩しなどを並列しております。

したがって、これまで財政運営上、経営資源の状況とその調達財源を総括的に明らかにされることはありませんでしたが、市の資産の構成や、将来返済しなければならない負債と、返済を要しない正味資産との比率等のストックに関する情報把握が可能になり、作成されたバランスシートをもって地方公共団体間で比較する場合に非常に役立つものと考えられます。

本市におきましても、合併前に、旧町村時に作成した経緯がありますが、全国的な流れから見ましても、その導入については必要性を認識しております。現在、この基礎資料の収集を行うなど、取り組みを検討しているところでございます。

また、行政コスト計算書につきましては、コストと行政活動の効果を比較することによって、行政活動の効率性を判断する材料になるものでありまして、バランスシートと対の役割を果たすものと考えております。今後、バランスシートとあわせて研究・検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔29番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、竹中光夫君。

29番（竹中光夫君）

こちらへ登壇して質問させていただきます。

こちらへ来た理由は、この表が皆さんの手元に渡っていると思います。こうして後ろから差し出すと大変失礼に当たるので、こちらへ出てきました。そういうことで、昨年12月の議会において、この表のもとの方を皆さんにお配りしたつもりです。その表に17年度予算を、汚い字で書きまして大変汚い資料で申しわけないですが、ぜひ見ていただきたいと思います。

16年度のときの管理費に対する収入割合は49.5%でした、小計の欄ですけどね。七つある施設の小計の欄が49.5%でした。17年度予算において収入割合がどれだけになるかというと、50.1%、ほ

とんど変わっておりません。どうしてこんなに変わらないかについて、一つ。どうも利用率は上がっているようですが、その説明をいま一度していただきたいと思います。

それから、実際の繰出額が超過しているのは、6.000万円と多額であります。これは、私が考えるには、実質赤字ではないのかと思っております。

今後、この状態で事業を継続されていられるのか、改善策についてもお伺いしたいと思います。

それからいま一つ、上下水道部長が答えられたことについて疑問に思ったんですが、議会の議決をもってこれを繰り入れておると言われましたが、私は、確かにこれ、皆さんもそう思われるんじゃないかと思うんですが、一般会計から繰り出しを、一般会計予算を承認すると議決を得たということになるんですね。その説明をぜひ私はしてほしいということなんですけれども、ということを考えます。

2番目の問題につきまして、担当部長から資料をいただき、ありがとうございました。この農業集落排水以外の資料を朝から見させていただいておりますが、再質問までは考えられませんが、今の私の頭には余裕がありませんもので、よく勉強をさせてもらってまた質問がありましたら、6月にでも質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、3番目のバランスシートについては、これからのことだと思います。まだ市になったばかりですから。ぜひ、早目に導入していただけるようお願いしておきます。ということで、1番目の問題について回答をお願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

上下水道部長 林 賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

収入割合の12月の説明のときと今回の資料とであまり差がないではないかという御質問でございますが、これにつきましては、特別会計のときの補足説明で説明を申し上げましたとおり、汚泥の処理料、それからつなぎ込みの増加に伴いまして必然的に維持管理費が増額になってございます。そのために、実質的には大きな改善が見られないんじゃないかという思いでございます。

あと、二つ目の改善策でございますが、当然、維持管理費の抑制、そして接続率の増加に向けて対応を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

一般会計からの繰り入れにつきましての説明でございますが、特別会計の予算説明の中で用途等を説明させていただいて、そしてその不足分について一般会計から繰り入れをしていただいておりますので、そういう予算説明の中で、繰り入れにつきましてその内容について説明をさせていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

〔29番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

説明してもらっているようですので、私が聞き漏らしているかなあとおもいますもので、これから

はもうちょっと一生懸命勉強して聞くようにいたします。

それで最後に、4番目の私の意見を述べさせていただきたいと思います。

今回の土地購入は、旧糸貫町で決めてきたことであるとのことですが、土地の購入を議会にて議決した覚えはありませんので、一言私の考えを述べさせていただきます。

過去15年間、日本全国の平均土地価格は値下がりし、本市における土地価格も全国平均と同様、値下がりが続けております。これから先も同様の価格推移をするものと推定するのが、過去の実績を踏まえた一般的な常識のある考え方だと私は考えます。先日も、5万円相当で土地が入るのではないか、いいのではないかということですが、これまでの土地の価格推移を見ていると、本当にこれでいいのかどうか、私は大変疑問に思います。まだまだ土地価格は下がると見た方がいいのではないかと私は考えております。来年度、あるいは再来年度にもどうしても必要な施設計画があるなら別であります。当面、急ぐ建設計画のない土地を今から買う必要が何であるのか、また本市として屋井地区と昨年度購入を決定した長屋地区の広大な土地の有効活用も考えるべきであり、また富有柿の里の一部事業計画の変更等による余剰地の活用も含めて今回の土地の購入を考えるべきではないかと考えます。

また、三位一体改革により、国・県からの支援が先細りであることは確実であります。本巢市として自立できる財政体制の基盤をつくるために、効率ある本市に変えるべきであり、遊んでいる土地の有効活用をし、将来に多くの借金を残さないよう財政計画を立てるべきであると考えます。先ほども、市長が、経常収支が85%になる恐れがあると言われております。これらのためにも、ぜひ健全な財政を目指していきたいと思っております。

いま一つ、施設計画の中に下水道処理施設用地も含まれております。この特別会計は、1番目の質問で理解されるように、一般会計から多額の繰り出しを必要とし、実質赤字経営であります。これからまだまだ施設が増えます。これらの施設がふえてくると、まだまだこの特別会計への繰り出しはふえるのではないかと考えております。

例えば、隣接する大野町も瑞穂市も財政負担が大きくなり過ぎるということで、下水計画はほとんどなくして、合併浄化槽による設備計画としております。私は小学生のころ、隣の友達がゴムぞうりを買って学校へ来ました。私はゴムぞうりが買ってもらえなくて、わらじで通いました。瑞穂市も将来計画として4万平米の土地を購入しているとのことですが、財政規模も財政力も違います。隣が買ったからうちもいいのではないかとこの考えは成り立たないのではないのでしょうか。ぜひ、本件の土地については再考されるよう私は考えたいと思っております。

以上、私の意見を述べまして、終わらせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

市長。

市長（内藤正行君）

ただいま竹中議員から用地の取得についての意見陳述がございました。その中で、糸貫の議会で



この問題については協議されておらんというような話をされましたが、全員協議会に諮りまして皆さんに賛同していただいて、取得するということがかかわってきたわけですね、糸貫のころに既に。それを新市に引き継いでもらっているということで、もうあの当時に取得する、旧糸貫町のときに取得の方途をとっていただいた、議会に諮って。そして交渉してきたんですね。ですから、そういうことはあり得ないことなんですので、そのことだけははっきりさせていただきます。

議長（白木 健君）

続きまして9番 浅野英彦君の発言を許します。

浅野君。

9番（浅野英彦君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従って、1問ですが質問させていただきたいと思います。

表題は、神海自治会内にある広大な土地の今後についてという表題でございます。

神海地内に農地が約1万平米、それから雑種地、原野が6万4,000という、7万四、五千の本当に広い土地がございます。ちょっと御存じのない方がお見えになるといいますので説明させていただきますが、外山小学校のちょっと北に入りまして、それから樽見線を越えた西の方の土地のことでございます。

旧の本巢町の時代は、10年ほど前に、農村地域工業導入促進法という法律に基づきながら、工業誘致をとということで一生懸命町の時代も誘致をお願いしながら来ておまして、2件ほどそんな話がございました。ですけれども、この2件とも地権者と当事者との間でどうしても折り合いがつかなくて不成立という格好で、工場誘致もできなかったという話でございます。

それ以前は、30年ほど前は本当にある立派な農場として地域の皆さんにも本当に愛されながら、すばらしい環境下でこの土地が管理されてまいりました。そんな中、我々も、ちょっと奥に入る地域ですが、157号線を走るたびに、荒れたあの土地を見ると、やっぱりきれいにしてもらいたいなあということを痛切に感じながら今現在いるんですが、この土地を今後、新市になりましてまだまだ工場誘致という形でいくのか、どんなふうに行行政側としてこの地権者に対して、どのように指導、努力していただけるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

この1点ですが、しっかりした計画があったのならよろしいと思いますし、もう1点つけ加えさせていただきますと、昨年ですが、外山の行政座談会のときに、この地域の方々からも市長さんに、よろしくお願ひしたいという話もございましたので、何とぞ適切なお答えをお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

議長（白木 健君）

企画部長 高橋武夫君。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、御質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思います。

表題につきましては、神海自治会内の広大な土地の今後についてということでございますが、これは大宗農場の西側の土地ということに理解しておりますが、この跡地につきましては、約全体的

には9町歩ほどございまして、先ほど言われましたように旧本巢町のときから工場用地としての土地利用を検討いたしまして、農村地域工業等導入地域に指定を受けまして、農業と工業等との均衡ある発展を図るよう努めてきたところでございます。

平成9年には、柳津町にあります会社の進出が決定しておりまして、来るばかりになっておりましたが、経済情勢等を理由に撤退され、その後においても企業の進出に伴う問い合わせ等が幾社もありましたが、いずれも合意に至らず、現在では、御存じのように広大な土地が荒廃している状況でございます。非常に環境的にも地域に与える影響は大きいものと我々も考えております。

今後につきましては、土地所有者に対しまして、どのように土地利用をするのか、意向を把握するとともに、土地の有効利用という観点から企業の誘致を含めどのような活用が適切であるかを検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。以上。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（白木 健君）

9 番 浅野君。

9 番（浅野英彦君）

大体そのような対応をひとつよろしくお願ひしたいんですが、現況の悲惨な状況を見ると、近隣の方、三十年来も放置されてきたんだからいいんだという考え方ではなく、やっぱり付近、広大な土地ですので全体を管理するなんていうのは相当大変なことだと地権者には思われますので、せめて何メーカーかの草刈とか、そんな関係をも進めていってもらって、ある程度の管理はしていただきたいと。そして、うちにはきれいなまちづくり条例もございまして、そんな指導をしていっていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号34番 宮川久夫君の発言を許します。

宮川君。

3 4 番（宮川久夫君）

議長より発言のお許しを得ましたので、1点だけお尋ねいたします。

通告しましたのは2点でしたが、1点目の不審者に対する本市の小・中学校の安全対策については、昨日3名の議員さんが同じような質問をされましたので、またそれに対し、高橋教育長さんが懇切丁寧なる御答弁をされましたので、この1点は取り下げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、福祉施設に入所を待つ高齢者について。

年々少子高齢化が進み、福祉施設及び老人ホームの入所を求める方が多くなり、先日のテレビのニュースを見ておられますと、全国で35万人の高齢者が待ってみると報道されております。以前には、老人ホーム入所を勧めると昔のおば捨て山のイメージがあるのか、なかなか返事をする人がいないようでしたが、時代の違いか知りませんが、入所希望者が多すぎるのか、また施設が足りない

のかわかりませんが、本市においてはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。以上です。

議長（白木 健君）

健康福祉部長 中村 節君。

健康福祉部長（中村 節君）

福祉施設に入所を待つ高齢者についての御質問にお答えを申し上げます。

全国で特養ホーム待機者数が約33万 8,000人ほど聞いております。これにつきましては、重複してカウントされていると私どもは判断をしておるわけでございます。県においては、平成16年10月の県調査数値は 8,706人ですが、重複申し込みもあるために一定の率を掛けますと、 4,198人としております。

介護保険が始まってからは、要介護 1 以上で施設希望者はまずケアマネージャーに入所の意思を伝え、ケアマネージャーは対象者が希望する施設に入所申し込みを行い、入所の順番が来たところで施設と利用者の契約により手続が行われるため、行政主導型で入所手続をすることがなくなってきている状態でございます。

このような仕組みの中で、市におきましては、昨年の10月末現在の調査で約 170名の利用申し込みがございます。いざというために申し込みを行っている方がかなりございまして、実質の入所希望者は少ないと認識をしております。

特別養護老人ホーム大和園においては、近年入所申し込み数が増大してございますが、介護が真に困難な要介護者等に必要な介護ができない状況をかんがみ、優先的、または緊急的に入所ができるように、もとす広域連合特別養護老人ホーム優先入所検討委員会を設置いたしまして、優先入所の可否及び優先順位を調査及び審議を行っております。

このような状況の中で、市の老人福祉計画におきましては、入所施設ではございませんが、大和園に併設して建設の認知症高齢者対応型のショートステイ（定員16人）、デイサービスセンター（定員20人）がこの3月25日竣工式を迎えるわけでございます。現在、本巢市七五三に建設中の特別養護老人ホーム（定員 100人）でございますが、この8月に新規開設の予定でございまして、計画上では19年度末の施設入所希望者待機者がなくなるものと私どもは想定をしております。

もとす広域連合の第 2 期介護保険事業計画におきましては、平成19年度末の特別養護老人ホームの入居者数は 310人と推計され、七五三に建設中の特別養護老人ホームが完成すれば、もとす広域連合管内の施設定員は 330人となりまして、もとす広域連合におきましては待機者がなくなると私どもは理解をしております。

今後におきましては、できる限り待機者解消に努めていかなければならないと私どもは考えておりますが、施設サービスは介護保険財政に大きな影響を与えるものでございまして、真の入所需要を見極め、適正な対応をしていく必要性がございます。もとす広域連合等関係機関との連携を密にしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

〔34番議員挙手〕

議長（白木 健君）

宮川君。

34番（宮川久夫君）

私は、どれくらいあるのかと心配しておりましたが、部長さんからお聞きするところによりますと、入所者が足りないくらいになるというようなことでございます。結構なことではございますが、今後ともどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、どうぞ。

健康福祉部長（中村 節君）

今、宮川議員さんから、入居者が足りないという話がありましたけれど、これからはやはり伸びるというふうに私どもは判断してございますし、現在、どうしても入りたいという人を考えますと、現在で間に合っておるということでお答えしたわけでございます。そこだけちょっと、済みません。

34番（宮川久夫君）

どうもありがとうございました。失礼しました。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号3番 安藤次郎君の発言を許します。

安藤君。

3番（安藤次郎君）

議長さんにお許しを受けましたので、ただいまより一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点につきまして、西部連絡道路についてでございますけれども、新市におきましての建設計画の中で、国道157号線（本巢縦貫道）は、朝夕の通勤・通学、また観光シーズンには著しい交通渋滞を起こしております。これらの解消をするために、西部連絡道路計画がなされ、今年度、真正工区、糸貫工区におきまして土地買収を進められておると聞いておりますが、次の2点についてお尋ねいたします。

第1点としまして、平成17年度工事計画予定、どのくらい行われるのかということ。

第2点目といたしまして、西部連絡道路計画の北側、真正3018号から関ヶ原線まで約200メートルの改良をどのようにやっていただけるのかということをお聞きしたいと思っております。

第2点目は、（仮称）南部ふれあい会館についてでございます。

これは、旧真正町時代から自治会の役員、また会員で半年の歳月をかけ検討し、要望をまとめました。そのうちの一つにおきまして、南部ふれあい会館建設のお願いをしまりました。その回答といたしまして、旧真正町町長より、公文書により回答がございました。それによりますと、地元の皆様の要望を十分に取り入れ、町財政厳しい折ですが、19年度をめどに建設を約束されてお

ます。このことは、地元の皆様も周知されております。

そこで、今後建設されるに對しどのように進めてもらえるか、市長さんにお尋ねをしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議長（白木 健君）

1点目について、産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは第1点目の、西部連絡道路についてお答えをいたします。

新市建設計画の最重点プロジェクトといたしまして、本巢市西部連絡道路の整備を平成16年度、詳細設計及び用地買収に着手し、平成19年度の供用開始に向け事業を進めておるわけでございます。

平成17年度の事業についての計画は、用地取得をさらに進めるとともに、本年度は、地権者、関係者の御理解と御協力をいただきまして用地取得がほぼ完了しています地区、小柿地区約1,000メートルと、国道303号の前後から工事の施工の予定となっております。また、市道3018号線、約200メートルでございますが、平成17年度において測量設計を行い、平成18年度以降の道路改良計画としていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

2点目について、市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

南部ふれあい会館の関係につきましてもの御質問に対しまして、お答えをいたします。

旧町村と地元との約束事で、合併前に解決に至らなかった関係から新市に引き継がれました事案につきましても、これは私に課せられたものでありまして、そういう約束事をほごにしないという姿勢で解決に努力しなければならないという立場にあるというふうに認識をいたしております。合併時には、それぞれの旧町村で抱えておりましたもろもろの課題があります。そうしたものをスーパー役として、ちゃんと整理していくという立場に私はあると認識をしているところでございます。

議員御質問の（仮称）南部ふれあい会館につきましても、旧真正町長さんが建設を約束されたということもお聞きしておりまして、新市になりましてからは、去年の8月6日でございますが、小柿、その他の地区から代表者がいらっしやいまして、改めて要望書を持っていらっしやったわけがあります。遅くとも20年度までには建設できるようお願ひしたいと、このように申されまして、それに対しまして、努力してまいる旨お答えもさせていただいているところでございます。また、本議会の全員協議会のおきまして、各地域の懸案事項、たくさんありましたが、御報告した際にも、建設に向けまして努力していく旨、私の考えをお伝えさせていただいたところでございます。

真正地域の東南部地区には、商業開発とか住宅開発が進行しておりまして、人口の増加が大きく伸びております。また、地区には一定規模の集会施設がありませんので、選挙の真正地区の投票所を見ましても2カ所です。人口の割合に非常に少ない。したがって、1カ所は6,500人の規

模の投票所となっておりますし、これは市内で最も大きい、また区域も大きいわけですし、人数も大きいエリアになっているという投票所ともなっておりますので、これの緩和策としても会館の建設は大変重要であると痛感をいたしているところでございます。

したがしまして、執行部内におきまして、所管部も含めまして具体的なスケジュール策定に向け検討を進めております。しかし、施設の規模とか内容につきましては確定したもので引き継がれておりませんので、今後、建設に向けましてスケジュールを早期にお示ししながら、地元からの御要望も取り入れながら、あわせて施設に対する市の考え方も御理解いただき、市として誠意を持って対応をさせてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（白木 健君）

3 番 安藤君。

3 番（安藤次郎君）

西部自動車道の 200メートルでございますけれども、小柿の説明会におきましては、この 200メートルを市の負担で並行してやらせていただきたいというようなことを聞いておりましたのですが、これはずれたんですか。18年度と言われましたんですけど、ことしから工事をやられるんですね。

議長（白木 健君）

服部部長。

産業建設部長（服部次男君）

はい、お答えします。

道路改良事業は、御存じのようにいきなり工事というわけにはいきません。やはり測量設計を行い、またその後には皆さんの御協力を得て、用地買収、補償をして、それから工事という段取りでいきますので、17年度につきましては、先ほど申し上げましたようなことでお願いをしたいというふうに考えてございます。よろしく願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（白木 健君）

3 番 安藤君。

3 番（安藤次郎君）

はい、わかりました。

それならそのようで結構でございますけれども、説明会には16年度は買収をやって、17年度の工事には、やらない場合は村中の方へ車が進入するということで、やっぱり大変危険ということで、説明会のときの要望というものを話ししていただいたときに、皆さんはもうできるものとおっしゃるんですけども、できる限り早く、周辺の事故の起きないうちに西部自動車道と関ヶ原線のつなぎをやっていただきたいと。途中までやって、西の方へ行かれると、やっぱり交通渋滞とか、10メートルのところを今の4メートル、5メートルで途中で終わるということですので、その点よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（白木 健君）

回答はよろしいね。

3番（安藤次郎君）

はい。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号36番 高橋 一君の発言を許します。

高橋君。

36番（高橋 一君）

発言の許可をいただきましたので、1点だけ質問させていただきます。

本巢市誕生から1年余り過ぎ、ようやく本巢市という言葉にもなれてきました。内藤市長初め職員の皆様には合併調整からの長い間本当に御苦労さまでした。また、新谷参与におかれましては、大変難しい仕事を立派になし遂げていただきまして、まことにありがとうございました。今後も県の立場から、生みの親として本巢市の発展のために御支援をいただきますようお願いいたします。

最近、多くの町村で合併協議が中止されたり、合併拒否の住民投票結果が見受けられます。それらの町村は、住民が選択した結果として、大胆な行政改革を発表しています。

私たちのまちとしても、合併したからすべてが解決するものでもなく、行政のスリム化や事業内容の再検討などにより、財政の負担の軽減、それも合併目標の一つではなかったのか、そんなふうを考えます。施設の相互利用や同様事業の一元化など、市民の理解を得ながら、市民一体となって新しいまちづくりを積極的に進めなければいけないと思ひます。合併協議の中に、多くの市民の方々に協力をいただき、今回の合併がまとまったと、そんなふうと思ひています。

協議において、その内容や組織の問題から、新市に調整が任された形で協議が終了した項目が多くあると思ひます。協議会の一員として、早期の調整が必要だと思ひ、市長にその後の取り組みについてお尋ねしたいと思ひます。

議長（白木 健君）

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

合併協議における未調整事項の取り組みについてとの御質問に対しまして、お答えをいたします。

まず、公共的団体に関しましては、土地開発公社、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの統合が合併後速やかに進めていただきました。また、商工会につきましては、本年4月に「商工会合併に関する基本協定」というのを締結されまして、その後、商工会合併協議会が設立されるという予定となっております。18年4月の統合に向けまして手続を進められてまいるというふう聞いております。

次に、慣行の取り扱いでございますが、「市章」は御存じのように昨年5月15日に定めまし、  
し、「市の木、花、魚、鳥」につきましては、合併1周年記念といたしまして本年2月1日に制定  
したところでございます。「市民憲章」は、市の基本構想と深くかかわることから、策定中の第1  
次総合計画にあわせまして策定作業を進め、また「市の歌」につきましてはの議会からの御提言もご  
ざいでしたが、これにつきましても先進事例を参考に検討をしてみたいと考えております。

また、成人式は御存じのように、本年市内一円で統一して行わせていただいたというふうにな  
っておりまして、関係者の努力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、消防団につきましては、合併時に本巢市消防協会を設立いたしました、各消防団の組織  
と活動範囲等の運用について、今後見直しを図りまして、18年4月を目途に消防団の組織の再編を  
行うこととしております。

また、各種イベントに関してでございますが、まず「本巢源氏ほたるまつり」と「げんげ祭り」  
とを統合しまして、「花と蛸まつり」というようにして、新たに実施をしてみたいと考えてお  
りますし、他のイベントにつきましても、それぞれ地域の思い出等がありまして困難を伴うもの  
がございしますが、平成17年度中に議員の皆様や関係団体の組織の方々等に御意見を賜りますととも  
に、住民の意見をお聞きしながら、できるものから整理・統合を進めてみたいと考えております。

最後に、社会教育関連事業の「市が単独で実施する青少年海外派遣事業」及び「青少年国際交流  
事業」につきましては、市の事業として位置づけております。それぞれ市全域の中学生及び高校生を  
対象に団員を募集しまして、昨年8月にオーストラリアへ11日間、中国へは8日間派遣をさせてい  
ただいたということで、このように市の事業として続けてまいるものもございします。

以上のように、合併協議において「新市において調整する」とした項目につきましては、本市と  
して調整したもの、また現在も調整を進めているものもあるというような状況でございます。

特にイベントにつきましては、旧町村ごとの市民の垣根を取り払うことや、市民としての一体感  
の醸成など、イベントを行う中で市民と協働したまちづくりを進めていくという姿勢を十分浸透さ  
せながら統合等を進めるべきではないかと、このように考え、また努力をしてまいる所存でありま  
すので、よろしく願いをいたします。

〔36番議員挙手〕

議長（白木 健君）

36番 高橋君。

36番（高橋 一君）

ありがとうございました。

着々と進行しているということで、合併協議にかかわった委員の皆さん方も、この部分について  
どこかで聞いてみたいと、そんな意見が多かったので代表して質問させていただきました。

しかしながら、私の手元に、これは社会教育の方ですけれども、自主的につくられた会則ではな  
いかと思いますけれども、この中に、これは文化協会のある支部なんですけれども、「本会の会員



は、この会の趣旨に賛同する本巢市ある地区内の在住者」と、こういう表現があるわけです。非常に残念だなあと、そのエリアに活動する会であっても、やっぱり市内一円から参加していただいて、市民一体となる活動にしていくべきじゃあないかと、そんな感じがします。これを見ても、まだ残念ながら、市民の方々にはそこまで意識が行っていないんじゃないかと、そんなふうに思ったので、この辺について、立場から教育長の方から御発言をお願いしたいと思います。よろしく願います。

議長（白木 健君）

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

中学校区ごとに、支部活動といいますか、エリアで行うような団体でありましても、議員御指摘のとおり、中学校という校区を制限するようなことはしないで、広く市内に在住、在勤者、皆さんを対象にしていかなければならないと考えております。

したがって、今後、団体やあるいは組織へ指導をし、いつでも、どこでも、だれでもが加入できる、会員になれる、そんなような団体育成をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔36番議員挙手〕

議長（白木 健君）

高橋君。

36番（高橋 一君）

ありがとうございます。

なかなか隔々まで目が行き届かないと思いますけれども、職員の皆さん方、どこかで気がついたらその部分についてもやはり指導をお願いしたいと、そんなふうをお願いしまして質問を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

14時35分から再開をいたします。

午後2時15分 休憩

---

午後2時35分 再開

議長（白木 健君）

引き続きまして会議を開きます。

議席番号46番 鵜飼静雄君の発言を許します。

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、通告は4点してありますので、順次質問をいたします。

最後に一人だけ残されたというのは、時間がかかるんだろうというふうに思われているかもしれませんが、今回はすべて具体的にしておりますので、的確な答弁があるだろうと思いますので、比較的短時間で終わると思っております。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私、今回議会を迎えるに当たって非常に残念に思つたことは、ことしの1月ぐらいから、今度の3月議会でどんな質問をしようかなあということをいろいろ考へておられますと、問題の方が自然に私の方に寄つてきます。ということで、特に今回の2番目、3番目、4番目というのは、当初予定していたわけではありませんけれども、だんだんどうしても取り上げてくれということで、問題がみずからやってきましたので、執行部の姿勢をきちんと伺いたいというふうに思っております。

それでは第1番目ですが、幼保のあり方についてという点であります。

御承知のとおり、乳幼児の保育あるいは教育については、旧4町村、4地域それぞれのやり方がございます。南から言えば、真正地区においては保育所と幼稚園、糸貫地区は幼稚園と、本巢地区におきましては保育所、そして私立の幼稚園がある。根尾地区においては私立の保育園があるという形で、まちまちなやり方がなされています。

今後のあり方については、合併協議においては結論が明確には出されず、新市において調整し検討していくというふうになっています。じゃあそれがこの一年間なされてきたかということ、残念ながら皆無と言っていい状態でございます。

そういう中で、都築紡績の跡地に幼稚園という話が何回か出てきますので、そのことも踏まえて考へてみると、本巢市としての乳幼児保育、あるいは教育の方向をまず定めていくのが先決ではないか、そうでなければ施設をどうしていくかということについても、方向性が出てこないというふうに理解しています。この乳幼児保育、教育のそうした方向を出していくために、健康福祉部でやるか、あるいは教育委員会でやるかというふうに言っておりますとなかなか進みません。今の市の中の状況を見ますと、私はどこかの部でやるということではなくて、本当にこの市の重要な問題として位置づけてプロジェクトを組む、あるいは市長直属の対策室を設けるとか、何らかの形で、何回も出てきておりますけれども、横断的な組織をつくって、そこできっちりと詰めて方向性を出していくということが今求められているのではないかとこのように考へています。

この点についての方針をお伺ひしたいと、このように考へています。

2番目ですが、2番目は地域審議会委員の政治活動についてということで提出しています。

合併によって、根尾地域に地域審議会が設置されました。この地域審議会というのは、ほかにあるいろいろな各種委員会、審議会とはやっぱり性質を異にするというふうに考へています。根尾地域全体を見回して、本当に公平・公正な立場で一党一派に属さない立場できちんと審議をしていただくことが必要だと、そういうものだというふうに理解しています。

そういう考へ方から考へてみますと、2月に、ちょっと離れていますから字は見えないと思うんで、まあいいんですが、今度9月に行われる予定の市議会議員選挙に立候補を予定しているという人の、「育てる会」ですから、後援会の設立総会が2月27日にあるという案内です、これは。その呼びかけ人の筆頭に、この地域審議会の会長である所元根尾村長が名前を書いていると。このこと

については、私は先ほど申し上げたように、本当に地域審議会、とりわけその中の会長ですから、そうした一部に偏ったやり方がされないということはどうしても必要だというふうに考えています。どうしても政治活動をやろうということであれば、この委員の職を辞してやるのが当然ではないか。これはもう道義的な問題であり、常識的な問題として声を大にして言いたいというふうに思っています。

だから、この点については、会長を内藤市長が任命したわけではありませんが、審議会委員は市長が任命されているので、その立場からこのことについてのお考えと、どのように対応されたのか、事前にこの件についてはお話ししてありますので、その対応についてお伺いをしたいと思います。

3番目ですが、駐車場の用地の取得についてであります。

駐車場というのは本巣中学校の駐車場です。この駐車場の取得に関連して、どうもすっきりしていない点が多々ありますので、この間の経過及び現状、そして必要ならば今後の方向も含めて説明をいただきたいというふうに考えています。

御承知のとおり、新年度予算に本巣中学の駐車場の用地取得あるいは建設予算が組まれています。私もその中学校の状況を見ますと、駐車場が確かに必要だなあということは正直言って感じています。けれども、単純にそれだけでは済まされない問題が幾つかあるというふう考えておりますので、この間の経過あるいは当該用地のいきさつ等、4点について執行部の見解をお伺いいたします。

第1番目は、昨年5月12日に総務部長より、旧町村から引き継いでいる課題事業についての説明がありました。その中でこの駐車場の問題が取り上げられていれば、私はこの場で何も言うことはないんですが、残念ながらそこでは一切触れられていません。それ以降、今議会に至るまで、中学校の駐車場の用地が欲しいんだという話をどこからも聞いたことがありません。状況をよく御存じの本巣地域の方からも、残念ながら聞いたことはありません。それなのに、突如として駐車場用地を取得するんだということで話が出ている。もう予算化されているということについて、私は非常に理解に苦しんでいます。どうしてこういう状況が生まれてきているのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

二つ目に、こうした状況、すなわちいろいろ課題事業としては上げなかったけれども、どうしても本巣中学として必要だということであれば、事前に議会、全協あるいは文教委員会でも結構ですけども、どこかにきちんと諮って、今まで課題ではなかったけれどもぜひ必要だということで提案がなされなかったのか、そのことが疑問であります。これについてもお考えをお伺いしたいと。

3点目に、この予定されている土地については、ことし1月24日の農業委員会に、こういう住宅にするということでの、農振除外の申請が出されました。出されましたというか、農業委員会で諮られたということですね。出したのは昨年10月までに出されていると思いますが、時間的に考えてみますと、1月24日の農業委員会で協議をされる。恐らく今回の予算に組むには、そのころには買収の動きをされていたんだろうというふうに思うんですね。そうすると、どうもその辺が解せな

いというか、一方では業者がそこを住宅に開発しようという動きを一生懸命やっている。片やそれを駐車場として買収しようとしているという、相矛盾した状態が生じていたわけであります。常識的に考えてみたときに、業者がこうした申請をする背景には、地権者との間に仮契約やあるいは手付金、そういった事態があったというふうに考えるのが普通ではないかというふうに思います。こうしたことを含めて、一体どういう経過で物事が進められてきたのか。さらに、今申し上げた業者との間でそうした仮契約が仮にあったとすれば、そうしたものが全くなくなって白紙の状態になって買収をしなければ、後でどういう問題が生じるかわかりません。だから、そのあたりの保証はあるのかどうなのか、その辺についても明確にしてほしいというふうに思います。

最後、4番目ですが、これもまた本巢地域のことで、本巢のことを別に目の敵にしているわけはありませんが、たまたま今回は本巢地域の問題がいろいろ目につきましたので申し上げますが、ストックヤードの建設についてであります。

このストックヤードの整備についていろいろ言うわけではありませんけれども、聞くところによりますと、このストックヤードをつくる見返りとして200坪ほどの公民館建設用地を提供するという話が聞こえてきています。この件につきましては、先ほど言いました去年の5月12日の全協において課題事業、その中でこのストックヤードの問題が取り上げられ、その中で、総務部長の説明によりますと、今申し上げたような公民館の建設用地を提供すると、ただ、面積とかについては確定はしていないと、応分の支援はしなければならないだろうというような話がございました。ただ、私はこうしたストックヤードをつくることによって非常に心配なのは、最近、真正地区においてストックヤードが建設されました。真正地区においてそうした見返り的なことがなされたかということ、恐らくなされていないだろうと思うんですね。そうすると、同じころにやって片や見返り、片や何もないという不公平が生じていくということが心配なわけであります。

合併前からの続きがあって、ある程度のことは認めざるを得ないというのは、それなりには理解いたします。けれども、それがどこまでなのかということは、ある程度きちんとしていかないと、合併前に決まったからそれを100%引き継ぐというのも一つの考えではありますが、それが今後起きない事業であれば結構ですけれども、今後いろんな形でそうした種類の事業が生じたときに、同じようなことがやはり住民の中から指摘され、いろんな要望がなされていく可能性があるんじゃないかというふうに思います。そうした影響についても非常に懸念しているんで、そのあたりについての経過と考え方をお伺いしたいと思います。

以上4点でございます。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

1点目について、助役 高木 巧君。

助役（高木 巧君）

幼保のあり方につきまして、答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり、乳幼児保育・教育につきましては、現在、旧町村での実施方法で対応しているところでございます。先ほど、この点につきましても細かく触れていただいたところでござい

ます。

また、御指摘のあります今後のあり方につきましては、将来方向を見据えながら確立していかなければと考えており、昨年9月に市幼児教育体制研究会を立ち上げまして、まず実務者レベルでの研究をさせておるところでございますが、まだ具体的方向が見出せるまでには至っていないという状況でございます。

また、御承知のように、社会保障審議会児童部会と中央教育審議会幼児教育部会との合同検討会議におきまして「就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設」の基本的なあり方について、昨年12月24日に報告書が取りまとめられ、文部科学省及び厚生労働省においては、この報告書を踏まえつつ教育・保育の内容、職員配置、さらには施設設備の具体的なあり方等について、平成17年度にモデル事業を実施し、これらのモデル事業の結果も踏まえ検討に入るようございまして、このような状況でございますので、これらを見定めながら方向を見出していくことが大切であると考えております。

いずれにいたしましても、現在、市内4地域で違う形で実施をしておりますが、子供にとってどういった体制でいったら一番理想的であるのかという視点に立った上で、例えば既存の幼稚園と保育所とが連携して実施する方法とか、さらには幼稚園に保育園的機能を付加する方法とか、そのまた逆の方法とか、いろいろな方法が考えられておるようございまして、また将来施設の規模のあり方も含めまして総合的に検討していく必要があると考えておりますので、議員御発言のプロジェクト、あるいは市長直属の対策室といったような組織の設置も含めて、並行的に検討をしてまいりたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

2点目について、市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

根尾地域審議会委員の政治活動についてとのお問い合わせにつきまして、お答えをいたします。

最初に、地域審議会の委員の任命を私がさせていただいておりますので、そのあたりにつきまして御説明をさせていただきますが、根尾地域における審議会は地域のものということで、この12名の定員でもって公募の方、あるいは識見を有する方、さらに公共的団体の方で構成をしております。根尾地域の審議会でございますから、根尾地域の方々の意見を尊重していかないかんということで、この委員の選出につきましては地域で選んでいただいたわけでございます。その方々を私が任命し、この審議会の中で互選によりまして会長が選ばれているということでございますので、まずはお聞き取りいただきたいと思っております。

そこで、公職選挙法第136条の2において公務員等の地位利用によります選挙運動の禁止が規定されておりますが、御質問の地域審議会委員は、この規定には当たらないものでございます。当事者は、審議を円滑に進めていただく立場にもありますし、また公平・公正な立場及び道義的な面から、会長をなさっておられるということでございますが、そうした立場を考えますと、いかがなものかということで進言をした経緯はございます。

しかしながら、地域審議会の委員の政治活動につきましては、本人の意思とか判断によらざるを得ないというふうにも考えますので、その点は御理解を賜りたいと思います。

議長（白木 健君）

3点目について、教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

3点目の御質問、駐車場用地取得についてお答えをさせていただきます。

御質問の中の1点目の御質問について、お答えさせていただきます。

本巣中学校改築工事の計画時点では、土地所有者は農業を続けていくということで、農地を手放すつもりはなかったということでした。また、学校の改築工事計画は、体育館の建設予定地のみの土地取得で進めてまいっております。

平成16年8月以降、本巣中学校の改築工事を進めてきたわけですが、学校行事や研究会時、また体育館や地域交流室を社会教育施設として開放する際に、今計画している駐車場だけでは不足し、近くに用地を確保する方法は考えていないのかという意見が出てまいっておりました。

続きまして2点目、3点目の御質問ですけれども、関連がありますのであわせてお答えさせていただきます。

この中学校の改築工事を進めておりましたが、1月に土地所有者より農振除外申請が提出されていることを知りました。以前より、この土地が学校用地として取得できれば、より充実しました教育環境になるというふうに考えておりましたので、早速もろもろの条件の検討を行いました。また、所有者御本人にも状況等の確認をしましたところ、学校用地として取得可能であるという見通しを持つことができました。

そこで、速やかに協議をしていただくことを考えておりましたが、日程調整ができず、2月24日の議会全員協議会での御説明ということになった次第でございます。

4点目の御質問につきましては、土地の所有者が責任を持って市に土地を提供していただくことの確認をしていますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

議長（白木 健君）

4点目について、助役 高木 巧君。

助役（高木 巧君）

4点目の、本巣地域のストックヤード建設につきまして、回答させていただきます。

本巣地域に計画しておりますストックヤードは、合併前の平成15年度に地元の協力をいただいて買収をし、平成16年度から着手をするという予定でございました。

しかし、地元の山口自治会と旧本巣町との間で、当施設の受け入れに関しまして、地元要望に対する約束事となされたにもかかわらず、最終的な解決に至っていない状況が判明いたしました。工事着手の延期を、そういったことから余儀なくされたという経緯がございます。特に、設置協力費・民政保障として公民館建設用地を本巣町で買い上げて、山口町内会に無償提供するとの要望については、誠意ある十分な対応がなされず、地元不信感を抱かせるまでの状況でございました。

市といたしましては、現在建設中の真正地域及び根尾地域のストックヤードの建設を進めておりますが、地元からこのような要望もなく取り組むことができたことを考えますと、本巢地域のみ要望に応じることは大変難しく、この点で苦慮してまいりました。

反面、行政運営には住民の皆様の信頼を得ることが肝要であるとの認識のもと、旧町村と地元との約束事につきましては、ほごにせず責任を持って対処するという姿勢もでございます。

現在、本市の粗大ごみの多くは、県外の民間施設において、中間処理、これは破碎・焼却を指しますが、及び最終処分（埋め立て）を行っておりますけれども、運搬・処理費用の問題や、将来にわたって安定的な処理・処分が見込めない状況にございます。こうした中、最近になりまして、本市も加入をいたしております西濃環境整備組合におきまして、粗大ごみ、可燃物でございますけれども、その受け入れの可能性が高まってまいりました。本市といたしましては、循環型社会の形成を目標に粗大ごみの自己完結、リサイクル推進に取り組むまいと考えております。この動向は、まさに本市の考えを実行するによい機会であり、あわせて行政コストを縮減できる効果もでございます。

西濃環境整備組合への粗大ごみの搬入につきましては、破碎処理が必要でございます。そのため中間処理施設を設ける必要がございます。そこで、山口地内に市単独、または広域による共同設置を考えまして、山口自治会に提案をいたしましたところ、議会と協力が得られましたので、旧本巢町が交わしました約束を履行することとして、「公民館用地等」として用地を無償提供することを考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、旧町村での約束事が解決されず新市に引き継がれたこれらの事案については、他の地域との均衡も配慮して、市が進めようとする施策等に合った機能を付加していただけることを条件として対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今後市で計画するこのような施設の建設に当たりましては、事業の必要性を十分訴え、地元で納得していただけるようさまざまな取り組みを進めながら、理解と協力が得られるよう粘り強くお願いをしていく姿勢で臨んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

では、それぞれ再質問をいたします。

まず第1番目ですが、一般論としては先ほどの答弁がわからないわけではありませんが、状況を御存じかどうかは知りませんが、今、糸貫地区の二つの幼稚園というのは、施設そのものが老朽化してきている。早く建て直しをしなければならぬという状況なんですね。だから、国の動向を見て、国の方向が決まったらそれに合わせて考えていこうということをやっていると、時間的にはずれていってしまうんで、なるべく早く方向を出すべきだと。そして、今の施設をどうしていくのか、よそとの絡みでどういう幼保のあり方を進めていくのかということが、できればこの一年ぐ

らいで方向性を見出されないと、本当に現状で今の保育あるいは教育を受けている子供たちに非常によくはない環境で耐えさせるという状況になってまいります。国がモデル事業をやるうということを進めて、昨日の市長の答弁の中でもそれに名乗りを上げたというふうに言われました。これは私の率直な感想だけ申し上げていきますと、モデル事業を受けることによって、恐らく話に聞きますと約40万円ぐらいの補助金を受けると。ただ、そのことによってたがをはめられてしまう危険性がないんだろうかという危惧を私は持っています。だから必ずしもそのことについては賛成ではないんですが、まあそれは答弁は結構なんですけれども、いずれにしても、そうした国の方向を見定めながらというだけでは、現状に合わない部分があるということはまず認識してほしいというふうに思います。そして、昨年、中で研究会を立ち上げられたということはもちろん耳にしています。でも、全くといっていいかどうかはわかりませんが、ほとんど進んでいないということも耳にしています。

ということは、今までのやり方では難しいんだということで、それは先ほど助役さんの方からプロジェクトとかいったことも含めて並行的に考えていくということでも言われたので、それはそれで進めてもらえばいいんですが、問題は時間の問題なんですね。時間との勝負だということを頭に置いて進めてほしいというふうに思うんです。だから、国の方向は国の方向として、本巢市としては何が一番いいのかということの研究を早急に始めてほしいと。そのための体制づくりを緊急にやってほしいというふうに思います。

だから、その点についてのお考えを改めてお伺いしたいと思います。

あわせて、もう1点、これは市長に確認をしておきたいと思いますのは、昨日、この総合施設の問題で質問がありまして、きょうの新聞を見ますと、市長の答弁も載っておりまして、都築紡の跡地に、今度取得する土地に幼稚園をつくるんだというふうにとれるような書き方になっていますね。新聞ですから全部が書いてあるわけではないので、少なくとも書いてある部分だけ見ると、あそこにつくるんだというふうにとらざるを得ないような書き方になっています。でも、せんだっての全協の折にも何人が意見があって、私も申し上げて、幼稚園をあそこにやることについては、私は賛成ではないということも申し上げ、市長もと言うとなんですけれども、市長は議員の意見も聞きながら最終的には決めていくんだということでも言われた。その姿勢については変わらないんでしょうねということだけ確認を、市長からはしたいというふうに思っています。それが1番目です。

2番目は、市長は先ほど言われたように、いかなものかということで進言をされた。それでも、残念ながら現状にとどまっているということになれば、私は市長の言葉にもちょっとありましたし、私も申し上げたように、法的にどうこうというよりも、やっぱりこれから本巢市、合併して円滑にやっっていこう、根尾地域においても合併前にいろいろあったけれども、みんな融和を大事にして根尾地域も一体化してうまくやっっていこうという段階に今至ろうとしているときに、地域審議会の会長が一党一派に属するような形の政治活動をやられるということについては、やっぱり好ましくない、道義的に見たってそれは許されることではないというふうに私は思っていますし、市長の先ほどの話からすると、100%一緒とは言いませんけれども、ある程度同調できる部分があるん



だろうというふうに思っています。そうであれば、私は所会長に辞職勧告をするぐらいのことをされてもいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

3番目ですが、3番目・4番目で一番私が言いたいのは、近年、住民参加の行政ということがしきりに言われ、そのことを否定する人はだれもないんですね。さらに言えば、政策を決定する段階への住民参加ということも随分言われるようになってきています。残念ながら、この本巢市においては、政策をつくっていく段階への住民参加どころか、議員参加もどうも欠けておるのではないかというふうに言わざるを得ない。その例として、私は先ほど申し上げたんですね。学校の駐車場がどうしても必要であるということであれば、どこかから意見が聞こえてきてもしかるべきですし、執行部からどうなんだろうという話があっても当然なんですね。

先ほどの答弁ですと、いつとは言わなかったけれども、8月から工事を始めて、その中で駐車場の不足が言われてきたというふうに言われた。であれば、もっとどこかの段階で議会に、もともと課題にはなかったけれどもどうだろうという話があっても全くおかしくはないし、当たり前の話だと思うんですね。1月に地権者と話をされた。日程的な調整ができなかったというふうに言われるけれども、全協はひよっとしたらなかなか日程的な都合はつかなかったかも知れないけれども、文教ぐらいの規模であれば日程的な都合はつくはずですよ。だから、そこにも一切諮られない、でも物事はどんどん進んでいくと。これでは政策の形成過程に議員すら参加できないというふうに言われても仕方がないのではないかというふうに思います。そのことが最大の問題だと思うんです、私は。それにかかわるいろんな問題があれば、それを諮っていく中で解決できることもいっぱいあるだろうと思うんで、だからそのあたりを一体、これから今後いろんな問題が出てくると思うんで、そういうときにどうしていくのか、本当にきちんと方針を明確にして、必ず実行してほしいと。こうやって言うと、きっと「やります」と言うんですね。何回でもそれは聞いていますけれども、でも、それをやらないから、もう本当に議会のたびに言わんならんで、だから絶対やるという誓約をしてほしいというぐらいの気持ちであります。そのあたりのことをお伺いしたいということと、もう一つ最後に、所有者が責任を持って対応するというふうに言っているということとありますけれども、それだけで、正直言って私は納得できないんです。対応するということは、先ほど申し上げたように、仮契約なり何らかの形があったということなんでありますから、この住宅を開発するという業者だけでなしに、もう1人不動産屋さんが絡んでいるという話も聞いておりますので、そうすると三角関係なのかどうなのかわかりませんが、それぞれが何らかの形で契約を交わしておれば、後々そのことを盾に問題にされる危険性がないとは言わない。本人が解決したからいいですよと言って、じゃあ買った。じゃあもう本人の責任はなくなりますわね、基本的には。契約を交わしているから、ゼロとは言いませんけれども、でも、そこに市が介在することになれば、市にいろんな影響が及んでくる危険性はあるわけです。だから、本人が言っているからいいということではなくて、本当に白紙の状態になったのかどうなのかということについては、はっきりと確認をしてください。そのことは、前々から申し上げてきたつもりです。だから、前々から申し上げてきたことが、一遍答弁されれば私は再質問しなくて本当は済んだはずなんですから、そのあたりはど

うなんでしょう。

最後の4番目ですが、非常にこれはわかりにくいですが、要するに、これからはもう見返り的な保証的なことはしないと。今回の件については、本巢町時代からの約束だから、住民との約束をほごにするわけにはいかないのだから認めてくれということでございますか。なら、今後は一切認めないというふうに理解すべきものなのか、そのあたりの御答弁をお願いします。以上です。

議長（白木 健君）

1点目と4点目については、助役の高木 巧君、お願いいたします。

助役（高木 巧君）

まず1点目の、幼保のあり方に関します再質問の部分で、確かに糸貫の西・東のそれぞれの幼稚園、この施設につきましては、昭和40年代の後半の建物というふうに聞いておりました、老朽化を確かにいたしております。そんな中で、その建てかえ等も含めましての検討は当然のことながら一方でございます。

総合施設モデル事業ということで、昨日の市長答弁でもございましたが、全国30カ所のモデル事業に本市としては手を挙げさせていただきまして、その結果を非常に私どもとしては注視をしておるところでございますが、国におきましてもこのモデル事業の実施結果を踏まえて、制度設計をした上で18年度から実施に向けて更なるステップに入ると、こんなようなことを聞いておりますので、この17年度、そういうモデル事業をひとつ契機に、この幼保の一元化の抱える問題をみずからそのモデル事業を実施することで実施をしていく中で考えてまいりたいということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それと4点目の、本巢地域のストックヤード建設についての再質問でございますが、先ほど答弁をさせていただきまして、これ地元の山口自治会との約束事ということで、ほごにせず責任を持って対処するというくだりと、それから、それをひとつ契機といいますか、今後の対応につきましては、市としてそういった取り組み、見返りというような取り組みはしていないのかどうか、そのあたりを明確に答弁してほしいという内容であったかと思うんですが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、今後市で計画するこのような施設の建設に当たりましては、事業の必要性を十分に訴えて理解と協力が得られるよう、粘り強くお願いをしていくということでございますので、これからの施策の方向をこの部分で述べさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

2点目について、市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

幼稚園等の施設の設置場所の再質問をいただきました。

これにつきましては、2月24日の全員協議会において私の考え方をお示ししております。そういうことで御理解を賜りたいと思っております。

それから、地域審議会委員の関係でございますが、当事者に辞職勧告をするようにと、このよう

におっしゃるわけですが、これにつきましては、議員の御意見もございますので、そうしたことも踏まえまして内部でよく幹部の意見も聞きながら適切なる指導をしてまいりたいと、こんなように思っておりますので、お願いいたします。

議長（白木 健君）

3点目について、教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

全体の流れとしまして、対応が遅れたことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。内容につきましては、御答弁させていただいたとおりですので、よろしくお願いいたします。

また、土地所有者と相手方とのことでございますけれども、その処理につきましては、土地所有者が条件の整備をして、また白紙の状態に戻して、その上で市の方へ土地を譲っていただくということを確認しております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

2点に限って、簡単に、結論的に言うていただければ結構ですので。1番目は、17年度に体制をつくって、最終的な結論が出るかどうかは置いておきまして、17年度にきちんとした研究を進めていくというふうに、やっていただけるといふふうに理解しておけばよろしいですかね。ということが一つです。

それと3番目の問題につきましては、今言われましたけれど、だから最後に市が買うという段階では、文書なり何かきちんとした明らかなもので白紙の状態に戻ったということを確認をしてやるという、そこまでの答弁をしていただかないと何となく不安なんです、正直言って。だから、口頭で物事が済めば、世の中は非常に楽ですけれども、そうではない部分も残念ながらあるんで、明確にしてやるべきだと。この間の経過を見ればなおさらそのことはなおざりにできないんじゃないかというふうに思っています。その点についての再答弁をお願いしたいと。

そして、本当にこれで最後ですが、総体的にまとめて市長にお伺いしておきたいのは、先ほどちょっとしつこく申し上げましたけれども、新しい事業をやる、あるいは今まで言わなかった方向転換をしたとかいような場合については、きちんと議会に事前の説明があってしかるべきだということ、先ほどくどく申し上げましたけれども、そうした体制を内部できちんとしてほしいと。そうでないと、時間がないからということではたばたっという行っちゃうということが間々あるので、だから結局出てきたときに散々いろいろ言わなきゃならない。もっと事前であればもっと軽く物事が済むという場合もあるので、だからそういった仕組みをつくってほしい。そのことについてのお考えだけ、最後にお伺いしておきます。以上です。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

総括的なまとめということで御質問がございました。

これは、特に駐車場用地の確保の関連で出ているわけですが、先ほど局長より説明したとおりでございます。1月の末から2月の初めに話が出まして、方向を大体決めさせてもらいまして、9日か10日に議員の皆様方にすぐ説明したくって調整をしましたところ、ついに24日、2週間余り後でなきゃあかんということになってしまったわけでございます。このことにつきましては、大変、とにかく早くつなぎたいという気持ちを私は持っておりますが、どうしても日程の調整ができなかった。御存じのように議員の皆さんの数も多いことでございますし、なかなかそうした機会が持てなかったということで反省をしております。

こうしたことにつきましては、時には文書でも出したらいんじゃないかという指導もいただいておりますので、いろいろな手を使いながら新しいことにつきまして、特に議会の議員の皆様方の御理解をいただくべきことにつきましては、ちゃんと進めさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、先ほどの幼稚園関係の問題でございますが、これにつきましては極力17年度に、総合施設の結果待ちというばかりではなしに、同時並行的にでも進めていくというような考え方で対処してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（白木 健君）

3点目でございますけど、教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

〔発言する者あり〕

46番（鵜飼静雄君）

だれが答えてもらっても結構ですけれども、とにかく最終に買う段階では、口頭ではなくて文書できちんと確認をしてやるべきだということを申し上げたんで、それについての方向を出していただければ、だれでも結構です。

議長（白木 健君）

堀部君。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

御提言いただきましたことを配慮し、これから仕事を進めていきたいと思っております。市として、責任を持って対応させていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

それでは、以上で通告による一般質問はすべて終了いたしました。

よって、市政一般に対する一般質問は、これをもって終了いたします。

---

散会の宣告

議長（白木 健君）

本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、3月17日から28日までを休会とし、3月29日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

